

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）	ガイドライン
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）	監督指針（金商業者等）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	兼営法施行規則
信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）	監督指針（信託会社等）
保険会社向けの総合的な監督指針（本編）	監督指針（保険）

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
●全般			
1	金商業等府令全般	AIJ事件において、AIJ投資顧問株式会社が、組入れた投信の1株当たり基準価額（NAV）及び監査報告書の改竄を容易に行い得たのは、当該投信が信託銀行の名義ではなく、アイティーエム証券の保護預かりとなっていたことが主因であるといえる。 再発防止策においては、事業報告書に、投資一任口座に組入れられている投信等の名義人が信託会社等でない場合にはその「理由」を記載させることとなっているが、NAV及び監査報告書改ざんの温床となった証券会社による保護預かりを抑制する手当はなされていない。 投資一任口座について、証券会社による保護預かりが、現状でも実務として行われていることに鑑みれば、信託会社等への信託が行われている場合における証券保護預かりを抑制する手当が必要であると考え。	証券会社による保護預かりを一律に禁止することが金融実務に及ぼす影響を踏まえると、改正案を維持することが適当と考えられます。
2	金商業等府令第123条第1項第28号、第130条第1項第15号	契約締結前交付書面や運用報告等の記載事項に関する規制等について、特に顧客が年金基金等である旨の限定はされておらず、金商業等府令第123条第1項第28号、第130条第1項第15号では特定投資家を除く旨規定されている。これは、厚生年金基金が特定投資家になるための要件を限定する法改正を実施することによって、当該規制に服することが想定されており、特定投資家成りの要件が現行より限定されないSPCと投資一任契約を締結しようとするときは、当該SPCが特定投資家成りする場合、当該規制の影響を受けないものと解してよい。	特定投資家となっているSPCを顧客とする場合には、ご指摘の条項に関し規制の影響は受けないものと考えられます。
3	匿名組合契約	顧客が投資一任業者と投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約）を締結せず、信託銀行と年金信託契約を締結し、当該信託銀行が年金信託受託者として内国法人である営業者（SPC）との間で匿名組合契約を締結している場合、当該信託銀行は本改正案の規制対象ではないとの理解でよい。 また、上記の場合に、当該営業者（SPC）と投資一任契約を締結している投資一任業者についても、本改正に係る特段の措置は不要であるとの理解でよい。	国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合わせについては、ご意見のとおりと考えられます。 なお、信託財産状況報告書の記載事項の拡充については、要件に該当する場合には、本改正に基づく規制の対象となります。 また、ご指摘の営業者（SPC）と投資一任契約を締結している投資一任業者については、当該営業者（SPC）が特定投資家となっている場合には、特段規制の影響は受けません。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
●第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み			
▼全般			
4	金商業等府令全般	国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手について、「虚偽」の防止は、罰則で担保する方がよく、投資一任業者から「基準価額」「監査報告書」を入手することでは十分ではないか。AIJ投資顧問株式会社が虚偽（不正）を行ったからといって他の業者が必ず行うとは限らず、真面目に業務を遂行している投資一任業者等にとっては、過剰な規制となるのではないかな。	投資一任業者による不正を防止していくためには、第三者によるチェックが有効に機能する仕組みを整備することが必要と考えられます。
5	金商業等府令第123条第1項第29号	信託会社等が、「基準価額」等の突合せを行うために必要な情報を提供させる規定であるが、AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえ、改ざんの可能性を考慮すると、運用報告書を受け取った顧客から「基準価額」の情報を入手するとした方がよいのではないかな。	金融実務に及ぼす影響を踏まえつつ、実効性ある措置を講ずるとの観点から改正案を維持することが適当と考えられます。
6	金商業等府令第123条第1項第29号	年金顧客宛に提出した運用報告書の写しを信託会社等に送付した方がよいのではないかな。	
7	金商業等府令第130条第1項第15号	運用財産を「投資一任契約に基づき行う業務に係るものに限」っているが、信託銀行が年金指定単契約で組み入れる場合も同様とすべきである。	投資一任業者によって基準価額が改ざんされたAIJ事案を踏まえ、運用資産に対する第三者によるチェック機能を強化する観点から、国内信託銀行が第三者として年金財産等の管理を行う場合を規制対象としています。
8	金商業等府令第130条第1項第15号	海外当局に対して、日本の当局から、算出者からの基準価額の送付、監査報告書の監査法人からの直送等、金商業等府令案の規制内容について事情説明、協力依頼等をする予定はないのか。個別に投資一任業者から依頼をするだけでは海外の運用会社の協力が得られず、問題のない対象有価証券であるにもかかわらず、運用継続が不可能となる恐れがある。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
9	金商業等府令第130条第1項第15号	権利者が特定投資家の場合は適用されないとのことであるが、本規定の趣旨に鑑みてプロ等に限定した投資運用業の規制緩和のため、平成23年金商法改正で導入された適格投資家向け投資運用業における適格投資家についても適用されないとの理解でよいかな。	本号は、特定投資家に該当しない適格投資家が権利者である場合には適用されます。
10	金商業等府令第130条第1項第15号	国内籍投資信託についての運用権限の委託を国内の投資信託委託会社と投資一任契約を締結して受ける場合には、当該投資信託委託会社が「権利者」であり、当該「権利者」が特定投資家であることから、本規定の適用除外となるとの理解でよいかな。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
11	金商業等府令第130条第1項第15号	金商業等府令第130条第1項第15号イに定める「信託会社等が対象有価証券等の真正な価額を知るために必要な措置」のうち、「当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置」とは、投資運用業者において、「当該価額の算出を行う者から直接に通知を受ける」方法が手当てされていること(ファンド等の名義人を信託会社等とするような手当て)を確認すればよく、その方法を実際に信託会社等が活用したかという事実や信託会社等に直接「価額」が実際に通知された事実までを確認する義務はないとの理解でよい。	金商業等府令第130条第1項第15号は投資一任業者が対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う際に確保することが求められるものですが、このほか監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑦から⑨までにも留意する必要があります。
12	金商業等府令第130条第1項第15号	基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みについて規定する金商業等府令第130条第1項第15号の要件は、対象有価証券の組入れ時に満たされていれば足り、その後の事情変更により結果的に基準価額や監査報告書が届かなくても一任業者の法令違反にはならないとの理解でよい。	
13	金商業等府令第130条第1項第15号	金商業等府令第130条第1項第15号ハにおいて、「ファンド監査を行った者」が「監査報告書等」を「信託会社等」に直接送付することとして措置(つまり、同第130条第1項第15号ハ(1)に掲げる措置)を講じた場合に、当該「ファンド監査を行った者」が送付しなかったときには、投資一任業者には義務違反が及ばないとの理解でよい。	
▼適用時期			
14	金商業等府令第130条第1項第15号、兼営法施行規則第22条第9項	金商業等府令第130条第1項第15号の禁止行為、兼営法施行規則第22条第9項の体制整備は、この改正案が施行された後に新規又は追加組入れとなる対象有価証券について適用されるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。金商業等府令第130条第1項第15号の禁止行為は、同号の施行後に「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合について適用され、兼営法施行規則第22条第9項の体制整備は、同号の規定に基づく措置に基づき通知等された対象有価証券等の価額等に関して求められます。
15	金商業等府令第130条第1項第15号	基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みについて規定する金商業等府令第130条第1項第15号が適用されるのは、施行後に組み入れた対象有価証券のみであり、施行前に組み入れている対象有価証券には遡及して適用されないとの理解でよい。	
16	金商業等府令第130条第1項第15号	本規制の適用時期について、金商業等府令第130条第1項第15号前文において「…対象有価証券については次に掲げる要件を満たすことなく、当該対象有価証券の取得または買付けの申込みを行うこと。」とあるが、これは本規制の施行後において行われる有価証券の運用指図等を行うものに適用されるとの理解でよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
17	金商業等府令第130条第1項第15号	顧客との当初契約時に既に指図することが契約上の義務として規定されている場合、例えば、①リバランスに伴う追加取得、②為替ヘッジで生じた実現益相当分の追加取得、③キャピタルコールに応じるための追加取得等には、基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みについて規定する金商業等府令第130条第1項第15号の適用対象外との理解でよい。	本号は、本号の施行後に「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合について適用されます。③のキャピタル・コールに応じるための追加取得については、すでに締結された契約の履行を行うものにすぎないのであれば、「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合には該当しないと考えられます。他方、①②については、通常、「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合に該当すると考えられます。
18	金商業等府令第130条第1項第15号	施行前に組み入れている「対象有価証券」については、適用対象外であり、施行後に行われる取得(追加取得を含む。)の運用指図があった場合に適用されるとの理解でよい。例えば、既に投資一任契約に投資信託を組入れている場合は当該投資信託を増額するとき限り適用になるとの理解でよい。また、キャピタル・コールについては、当初の出資契約時に出資総額が定められ、その範囲内で追加出資するものであるため、キャピタル・コールに応じるための追加出資は上記の「運用指図」に含まれないとの理解でよい。	本号は、本号の施行後に「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合について適用されます。キャピタル・コールに応じるための追加取得については、すでに締結された組合契約の履行を行うものにすぎないのであれば、「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合には該当しないと考えられます。
19	金商業等府令第130条第1項第15号	ファンド監査の費用をファンド財産から支弁する場合には、通常、その費用を対象期間で日割り計算し、日々、未払い計上する。金商業等府令第130条第1項第15号においてファンド監査を行うための監査費用を当該投資信託財産から支払うための約款変更を実施する予定であるが、公布から施行まで6ヶ月間とすると、約款変更後から施行日以降の決算日までの期間で当該計算期間の監査費用を日割りで計上することになる。場合によっては数ヶ月間で1年間の監査費用を日割りで未払い計上することとなり、ファンドの信託財産額が少ない場合にはパフォーマンスに影響を与えることになる。これを回避するために、施行日以降に開始する新たな計算期間からファンド監査を義務付けることにしてほしい。	ファンド監査については、改正金商業等府令の施行後、対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う時点において、合理的な期間内に行われることになっていればよいものと考えられます。個別事例については実態に即して実質的に判断される必要がありますが、改正金商業等府令の施行後、最初に終了する計算期間に係るファンド監査が行われることは、必ずしも必要でないと考えられます。
▼「対象有価証券」			
20	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第3項第1号に規定される対象有価証券から除かれる投資対象資産に、同号で限定される投資対象資産のみに投資する投資信託の受益証券、及び親投資信託を加えてほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。ただし、上場予定の銘柄については、金融商品取引所に上場されているものではないことから、改正案を維持することが適当と考えられます。
21	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第3項第1号の「投資の対象とする資産の種類が金融商品取引所に上場されている株券若しくは投資証券」を、「金融商品取引所に上場されているもの」にしてほしい。仮に第1号で株券、投資証券に限定するのであれば、上場投資信託も加えるようにしてほしい。また、IPOなどの上場予定の銘柄も該当するようにしてほしい。さらに、ファミリーファンドの場合も考慮し、当該規定に沿った約款の親投資信託のみに投資する投資信託も除外対象にしてほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
22	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第1項第15号の「対象有価証券」から除かれるものとして、同条第3項第1号では金融商品取引所に上場されている株券若しくは投資証券、国債証券等に投資する投資信託が規定されているが、これに加え、国債証券と同じく伝統的資産である地方債証券や社債券(外国債券を含む。)に投資する投資信託も除外してほしい。	「地方債証券や社債券(外国債券を含む。)」であっても複雑なものがあり得るため、改正案を維持することが適当と考えられます。
23	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第3項第1号中の「当該投資信託の受託者が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等であり、かつ、」との文言は、投資信託の受託者と年金信託の受託者とが同一である必要があるように読めるため、削除してほしい。	「投資信託の受託者と年金信託の受託者とが同一」である必要があると考えるため、改正案を維持することが適当と考えられます。
24	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第3項の「約款において(中略)限定されているもの」とは、約款本文の「運用の指図範囲等」の条項により判断されるものか。 「運用の指図範囲等」の条項で掲げる有価証券により判断するものであるとすると、その内容を変更しても実質的に運用上支障がないと判断し、予備的に広く記載しているものを金商業等府令第130条第3項第1号に定める有価証券に限定する約款変更をした場合、同条第1項の適用は受けないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
25	金商業等府令第130条第3項	金商業等府令第130条第3項第1号では、「対象有価証券」から、当該投資信託の受託者(以下、仮に「投信受託行」)が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等(以下、仮に「特金受託行」)である場合が除かれているが、 1 投信受託行＝特金受託行を例外の条件の一つとする理由は何か。 2 投信受託行の役割・目的と特金受託行の役割・目的は異なるのであり、投信受託行＝特金受託行であることは、実質的な権利者の利益・安全に必ずしも資するものではないのではないか。 3 投信受託行＝特金受託行であることは、権利者の利益・安全を図る役割を負う特金受託行の投信受託行への監視機能・批判的立場を弱めるものであり、これを金商業等府令第130条第1項第15号イ以下の禁止行為の例外の条件とすることは、寧ろ不適切なのではないか。 4 投信受託行＝特金受託行であることは、権利者の利益・安全を図る役割を負う特金受託行の投信受託行への監視機能・批判的立場を弱めるものであり、これを金商業等府令第130条第1項第15号イ以下の禁止行為の例外の条件とすれば、投信受託行＝特金受託行である(通常は)信託銀行内の利益相反防止について、何らかの明確化を要するのではない。	「投信受託行」と「特金受託行」が同一であることにより、運用財産の実在性が容易に確認できると考えられるため、かかる要件を求めているものです。「投信受託行」と「特金受託行」が同一であるケースは既に存在していると考えられますが、それにより受益者の利益を損なうことがないよう法令及び各信託契約に基づき適切に業務を行う必要があります。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
26	金商業等府令第130条第3項	複数のクラスシェアが発行されているSICAVファンド(外国籍公募ファンド)で、同一ファンド内の1シェアクラスが金商業等府令第130条第3項第2号に該当する外国金融商品取引所に上場されており「対象有価証券」から除かれている場合においては、他の非上場シェアクラスについても、販売会社等(関係外国法人を含む)のウェブサイト等において、当該上場されているシェアクラスとともに当該非上場シェアクラスの基準価額及び監査報告書(上場シェアクラスも非上場シェアクラスも同じSICAVファンドとして1つの監査報告書となる)が確認できれば、上場シェアクラスと同様に「対象有価証券」から除かれる取り扱いとしてほしい。 また、もし「対象有価証券」から除かれない場合は、公募ファンドである点を勘案して、上記のウェブサイト等での基準価額及び監査報告書の公表を、それぞれ該当条項のイ(2)の及びハ(3)の措置の例外として認めることとしてほしい。	ご指摘の「非上場シェアクラス」については、指定外国金融商品取引所の規制が及ばないと考えられ、「上場シェアクラス」と同様に扱うことができないため、改正案を維持することが適当と考えられます。 ご指摘の「販売会社等(関係外国法人を含む)のウェブサイト等」において、当該上場されているシェアクラスとともに当該非上場シェアクラスの基準価額及び監査報告書(上場シェアクラスも非上場シェアクラスも同じSICAVファンドとして1つの監査報告書となる)」を掲載する方法についても、「投資一任業者又はファンド関係者のウェブ上に監査報告書を掲載する際に、改ざんに対する牽制のため、閲覧権を国内信託銀行及び監査法人に与える方法(この場合において、国内信託銀行が監査報告書の真正性の確認のため、監査事務所に問い合わせを行おうとするときは、投資一任業者はそのために必要な措置を講じるものとする。)」に該当するのであれば、金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)の措置に含まれるものと考えられます。
▼「当該信託会社等が当該対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置」			
27	金商業等府令第130条第1項第15号イ	金商業等府令第130条第1項第15号イ中、「当該対象有価証券の真正な価額」については、「当該対象有価証券の価額」とすべきではないか。	本号は、本号イ(1)又は(2)に定める措置をとることを求めるものであり、改正案を維持することが適当と考えられます。
28	金商業等府令第130条第1項第15号イ	信託会社等に対して6月または3月に1回以上通知する有価証券の価額は、口数の定めのあるものは単価、口数の定めのないものは出資持分の価額でよいとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
29	金商業等府令第130条第1項第15号イ	「真正な価額」の定義について、対象有価証券の価額の記載は、不動産私募ファンドへの投資の場合等、口数の定めがあるものは1口当たりの価額で、口数の定めがないものは出資持分の比率に応じた価額で表記して差支えないか。	
30	金商業等府令第130条第1項第15号イ	「真正な価額」の定義について、金商業等府令第130条第1項第15号イに規定される「対象有価証券の真正な価額」及び(1)(2)に規定される「対象有価証券の価額」について、不動産ファンドの場合には、取得原価主義会計が採用されているため、簿価をその価額としてよいか。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
31	金商業等府令第130条第1項第15号	信託会社等に対して6月または3月に1回以上通知する有価証券の価額は、必ずしも通知日のものでなくても、例えば直近のものでよいとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
32	金商業等府令第130条第1項第15号イ、監督指針(金商業者等)VI—2—2—1(1)⑦	対象有価証券の種類によっては基準価額の算出頻度が1年等、半年単位では算出していない場合がある。このような場合において、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置としては、算出した直近の基準価額を送付することで足りるとの理解でよい。	
33	金商業等府令第130条第1項第15号	信託会社等から、有価証券の価額の算出者に対し直接確認する方法には、例えば、信託会社等から電話やメール等により問い合わせがあった場合に、それに対応する方法でもよいとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
34	金商業等府令第130条第1項第15号イ、監督指針(金商業者等)VI—2—2—1(1)⑦	金商業等府令第130条第1項第15号イ(2)で規定される「価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置」とは、例えば当該価額の算出者が、電話や電子メール等での問い合わせに対応する方法の他、インターネット等において当該価格を公表する方法(公表主体は当該価格の算出者である前提。アドミニストレーターが当該価額の算出者の場合、ファンド管理会社のホームページ等からアドミニストレーターの管理するページにリンクするなど)もこれに該当すると考えてよい。	
35	金商業等府令第130条第1項第15号イ、監督指針(金商業者等)VI—2—2—1(1)⑦	金商業等府令第130条第1項第15号イ(2)に定める措置として、例えば基準価額の算出を行う者の氏名又は商号、担当者の連絡先を信託会社等に連絡し、かつ基準価額の算出を行う者に対し、信託会社等から基準価額の照会があった場合は対応するよう、メール等を含む文書にて要請することで足りるか。	貴見の対応のほか、「直接に確認することができることを確保」するため、「価額の算出を行う者」に対し、本規制に沿った対応が行われるよう事前に十分に説明することや、信託会社等が価額の算出を行う者に問い合わせを行おうとするときに適切に対応できるように備えることが必要と考えられます。
36	金商業等府令第130条第1項第15号	信託会社等から、有価証券の価額の算出者に対し直接確認する方法には、例えば、算出者の管理するウェブサイトにおいて公表する方法(ID、パスワードを付与)や情報ベンダーを通じての公表でもよいとの理解でよい。	「算出者の管理するウェブサイトにおいて公表する方法(ID、パスワードを付与)」は、金商業等府令第130条第1項第15号イ(2)に規定する措置に該当しますが、情報ベンダーは、通常、「価額を算出する者」には該当しないと考えられるため、情報ベンダーを通じての公表はこれに該当しません。情報ベンダーを通じて公表している場合には、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)又は(2)の措置を講ずる必要があります。 なお、本規制は情報ベンダーの利用を排除するものではありません。通常は、情報ベンダーを利用して対象有価証券の価額を入手することとし、法令上求められる限りで、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)又は(2)の措置をとることとする方法でも、本規制に違反するものではありません。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
37	金商業等府令第130条第1項第15号イ	投資対象ファンドが、上場はされていないものの、その基準価額がBloomberg等の情報ベンダーにおいて公表されている場合、信託会社等が直接その価額ソースから基準価額を取得することでも当規定の要件を充たすか。	金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)は、対象有価証券の価額を算出する者から直接に通知を受けることを確保する方法、同イ(2)は、対象有価証券の価額を算出する者に対し直接に確認することができることを確保する方法です。情報ベンダーは、通常、「価額を算出する者」には該当しないと考えられるため、そのような場合には、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)又は(2)の措置を講ずる必要があります。なお、本規制は情報ベンダーの利用を排除するものではありません。通常は、情報ベンダーを利用して対象有価証券の価額を入手することとし、法令上求められる限りで、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)又は(2)の措置をとることとする方法でも、本規制に違反するものではありません。
38	金商業等府令第130条第1項第15号イ	金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)に関して、例えば、投資信託の委託会社・販売会社・受託銀行が活用できる多対多の情報通信システムで、投信委託会社が自社が設定する投資信託の基準価額を入力し、販売会社や受託銀行が当該情報を活用できる(ただし、修正できない)システムを利用して基準価額を入手している場合は、金商業法府令第130条第1項第15号イ(1)に該当するとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
39	金商業等府令第130条第1項第15号イ	国内私募投資信託の場合、対象有価証券の価額の算出を行う者は当該投資信託の委託者となるが、投資運用業者が自ら設定する投資信託を自ら投資一任運用する信託財産より投資する場合は、自社から信託会社等に当該投信の基準価額を通知することで当規定の要件を充たすか。	ご理解のとおりです。
40	金商業等府令第130条第1項第15号イ	国内籍投信について、当該投信の価額の算出を行う者と年金受託が共通して利用している情報システムを用いて、価額の提供が行われることは、本件要請に即した対応である旨を確認したい。	「当該投信の価額の算出を行う者と年金受託が共通して利用している情報システム」の内容が定かではありませんが、「投信の委託会社・販売会社・受託銀行が活用できる多対多の情報通信システムで、投信委託会社が自社が設定する投信の基準価額を入力し、販売会社や受託銀行が当該情報を活用できる(修正できない)システム」を利用して通知されるのであれば、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)の措置を講じたものと考えられます。
41	金商業等府令第130条第1項第15号イ	外国籍ファンドについて、当該ファンドの基準価額がHP等で広く公開されている場合、当該HPのサイトを「年金受託」に伝える事で当規定に即した措置であるとしてほしい。	ご指摘のHPを「価額を算出する者」が管理しているのであれば、当該HPを「年金受託」に伝えることにより、金商業等府令第130条第1項第15号イ(2)の措置を講じたものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
42	金商業等府令第130条第1項第15号	金商業等府令第130条第1項第15号において、金商業者が、「信託会社等のために講ずべき必要な(信託会社等が「真正な価額」を知りうる、あるいは「監査報告書等」の提供を受けうる)措置及びファンド監査が行われること」を講じることが規定されているが、金商業者は、自身の業務運営体制のモニタリングの際にこれらの要件を確認していることで足りるものであって、個別の取引で「取得又は買付けの申込み」を行う都度各要件が満たされていることを確認することを意味しているものではないと解されたとの理解でよい。	金商業等府令第130条第1項第15号により、個別の対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う際に、同号イからハまでに掲げる要件を満たしていることが求められます。
43	金商業等府令第130条第1項第15号	基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みについて規定する金商業等府令第130条第1項第15号の適用除外ファンドに海外公募ファンド(例えばUCITSファンド)や主要外国取引所以外の海外上場ファンドも含めてほしい。 仮に適用除外とはならない場合でも、基準価額や監査報告書が公表されている場合には同号の要件を満たすと考えてよい。	「海外公募ファンド」や、「主要外国取引所以外の海外上場ファンド」には様々なものが含まれると考えられることから、改正案を維持することが適当と考えられます。 この場合、「海外公募ファンド」や、「主要外国取引所以外の海外上場ファンド」として基準価額や監査報告書が公表されているだけでは、金商業等府令第130条第1項第15号の要件を満たすものではなく、本号イからハまでの各要件を満たす必要があります。
44	金商業等府令第130条第1項第15号イ	信託銀行が直接「有価証券の価額の通知を受ける」とは、例えば、信託銀行名義で有価証券を買付けることをもって足りると考えてよい。	信託銀行名義で有価証券を買付けることにより、金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)又は(2)の措置が取られることが確保される必要があります。
45	金商業等府令第130条第1項第15号イ、監督指針(金商業者等)VI—2—2—1(1)⑦	「基準価額の算出を行う者」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき設定される「委託者指図型投資信託」の場合は、「投資信託委託会社」が該当するものと考えられるが、海外籍ファンドの場合は契約上算出を行う者として定められている者が該当するとの理解でよい。 また、投資一任契約にLPSの出資持分や組合形態の出資持分を組み入れている場合の「当該価額の算出を行う者」には、当該持分の評価を行う者が該当するとの理解でよい。	基本的にはご理解のとおりと考えられますが、「契約上算出を行う者」と定められていても、その実態を伴わない場合は、実際に対象有価証券の価額を算出しているものが「価額の算出を行う者」に該当する場合があります。
46	金商業等府令第130条第1項第15号イ	「当該対象有価証券の価額について、当該価額を算出する者」とあるが、国内籍投信にかかる「当該価額を算出する者」とは、委託会社か受託会社かを明示してほしい。本件の背景を考慮するに、受託会社である方が、第三者としての独立性はあるものと考えられる。	委託者指図型投資信託については、通常、投資信託委託会社が「当該価額を算出する者」に該当すると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
47	金商業等府令第130条第1項第15号イ	「対象有価証券の真正な価額」の算出を、ファンドの運用者が行っている場合があるが、この場合金商業等府令第130条第1項第15号イ(1)に定める「価額の算出を行う者」は、当該ファンドの運用者との理解でよい。 また、外国籍のファンド(リミテッドパートナーシップ)のゼネラルパートナーが、「対象有価証券の真正な価額」の算出を行っている場合、当該ファンドのゼネラルパートナーが、「価額の算出を行う者」との理解でよい。	ご理解のとおりです。
48	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑦	「投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。」とあるが、どの程度の頻度と方法で確認するかは、投資一任業者の判断に委ねられているとの理解でよい。	定期的な確認の頻度・方法に関しては、対象有価証券への投資後も信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置が確保されるよう、各投資一任業者において、合理的に判断されるべきものと考えられます。
49	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑦	監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—1(1)⑦で、金商業者等が、信託会社等が対象有価証券等の真正な価額を知るために講ずるべき必要な措置について、投資後においても「かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか」とされているが、この場合の「定期的」とは、具体的にどの程度の頻度をいうのか。	
50	兼営法施行規則第22条第9項	兼営法施行規則案第22条第9項の体制整備については、例えば、機械的に全件を照合するのではなく、リスクベースで照合するファンドを選択し、照合結果に問題があると認められる場合に速やかに委託者に通知する、顧客からの照会があれば速やかに回答できる体制などが考えられるとの理解でよい。	基本的には、ご理解のとおりと考えられます。 ただし、リスクベースの評価に当たっては、善管注意義務との関係に留意が必要であると考えられます。
51	兼営法施行規則第22条第9項、 信託業法施行規則第40条第9項、 金商業等府令第130条第1項第15号	特金を受託する信託銀行が行う基準価額等の照合について、以下の点を確認したい。 ①ページが欠落しているなどの明らかな瑕疵については善管注意義務の範囲で確認する義務があるとしても、信託銀行には、受け取った「監査報告書等」の真正性を確認する義務は無く、投資一任業者が受託者に対して「価額」「監査報告書等」を提供するため投資一任業者として講じている措置自体を確認する必要はないとの理解でよい。 ②仮に、(事後的に)「対象有価証券の価額」・「監査報告書等」・運用報告書の「記載事項」(の何れか)を受け取ることが出来なくなっても、信託銀行には、「対象有価証券の価額」の算出者(提出者)・監査事務所・投資一任業者に対して是正をさせる権限は無いため、照合を行うことはできず、信託契約を一方的に解約することも出来ない。また、金商法のプロアマは業者毎に定まるため、同スキームの顧客が、投資一任業者に対しては特定投資家であり、特金受託者に対しては一般投資家である場合には、「監査報告書等」・運用報告書の「記載事項」を受け取ることが出来ず、照合を行うことが出来ないケースも想定される。 このような場合には、信託銀行としては、情報を受け取ることが出来ないという事実を厚生年金基金等に通知するなどの対応を行っていれば、結果責任を問われることは無いとの理解でよい。 ③受託者は、「価額」、「監査報告書等」、「記載事項」について、「照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知すること」を確保するための十分な体制を整備するものとされている。この点について、監督指針(信託会社等)3—5—1(3)では、「当該権利者が理解できるような方法によって当該照合結果を遅滞なく通知する手続き」を定めるとされているが、「価額」の通知は、「価額」自体が数値で表現されるものであり、照合対象の相互の「価額」を対比して、合致していればその旨、相違があればその事実を通知することで信託業法施行規則・兼営法施行規則の要件に適うとの理解でよい。	基本的には、ご理解のとおりと考えられます。 ただし、入手した監査報告書が一見して明らかに偽造されている疑いがある場合などには、何らかの確認を行う必要があると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
52	金商業等府令第130条第1項第15号イ、監督指針(金商業者等) VI—2—2—1(1)⑦	成功報酬の計算を投資一任業者が行う場合等、基準価額の算出者が算出し、信託会社等に連絡する価額と、信託会社等が信託帳票にて管理すべき価額に相違が生じることがあるが実務上問題はないか。	信託会社等が、金商業等府令第130条第1項第15号の措置により入手した対象有価証券の価額、監査報告書等及び運用報告書の記載を照合した結果、基準価額の差が判明した場合、信託会社等から投資一任業者に対し当該差が生じる理由等につき問い合わせることが想定されますが、この場合、投資一任業者は、当該問い合わせに対し、適切な説明・協力等の対応を取るべきものと考えられます。
53	兼営法施行規則第22条第9項	「対象有価証券」の一部(外国籍私募投信など)については、監査報告書に記載された価額が事前に入手した対象有価証券の価額と完全には一致しないが生じている。このような場合に信託会社等は外国籍投資信託のアドミニストレーターに相違原因を問い合わせる等の対応をすることが想定されるが、信託会社等は一般的には外国籍投信のアドミニストレーターと契約関係が無いため直接照会できない可能性がある。このようなケースにも迅速に協力が得られるよう、監督指針(金商業者等)に、投資一任業者の協力義務を追加してほしい。	
▼「ファンド監査」			
54	金商業等府令第130条第4項	「ファンドの基準価額」および「真正な監査報告書」の基準について、今回の改正案は、権利者と投資一任契約を締結している金商業者に適用される規制であり、ファンド運用者に直接適用されるわけではないが、顧客が信託銀行・一任業者経由でファンドに投資するような場合、この要件を充たしていないと出資することは無いので、ファンド運用者として措置を講じる必要があると考えている。 現在、ファンド運用者(適格機関投資家等特例業務届出者を含む。)は、投資事業有限責任組合法会計基準及び／又は金融商品会計基準にてファンドの決算を行って基準価額を求め、当該基準価額の監査を受けている。基準以外による基準価額の算出および監査を顧客のみに追加的に求める場合、顧客にとっては(投資事業有限責任組合法会計基準と新基準の)二重のコスト発生につながり、ファンド出資の阻害となりがねない。従って、現行の投資事業有限責任組合法会計基準で足りることを明確化することを要望する。	ファンド監査に係る監査の基準等は、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則の定めによることとなりますが、ご指摘の点は、当該指定に当たっての参考とさせていただきます。
55	金商業等府令第130条第4項	現行、「ファンド基準価額」はファンド全体のものを算出し、これについて監査を受けている。一部のファンド運用者(適格機関投資家等特例業務届出者を含む。)は口数あたりの基準価額を算出しているが、あくまで便宜的なもので、これについて監査を受けているわけではない。口数あたり基準価額の監査を受けるとなると、その分コストが発生し、ファンド出資の阻害となりがねないため、現行の算出方法で足りることを明確化することを要望する。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
56	金商業等府令第130条第1項第15号	ファンド・オブ・ファンズの場合、基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みについて規定する第130条第1項第15号が適用されるのは、当該ファンド・オブ・ファンズ自体であり、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドには適用されないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
57	金商業等府令第96条第4項、第130条第3項	規制対象となるファンドの範囲についてファンド・オブ・ファンズの場合、金商業等府令第96条第4項の「対象有価証券」はファンド・オブ・ファンズのものを指し、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドのものは含まないとの理解でよい。	
58	金商業等府令第130条第1項第15号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑦	対象有価証券とは、顧客資産に直接組み入れるもののみが該当するとの理解でよい。例えばファンド・オブ・ファンズを投資の対象とする場合における当該ファンドオブファンズの投資先ファンドや、ファミリーファンド方式におけるマザーファンドは該当しないとの理解でよい。	
59	金商業等府令第130条第1項第15号口	当該対象有価証券がファンド・オブ・ファンズまたはファミリーファンド(ベビーファンド)である場合も、ファンド監査が義務づけられるのは当該対象有価証券であり、当該ファンド・オブ・ファンズが投資対象とするファンドまたは当該ベビーファンドが投資するマザーファンドにまでは監査義務が及ばないとの理解でよい。	
60	金商業等府令第130条第1項第15号	金商業等府令第130条第1項第15号口に定める「ファンド監査」については、「協会規則」の定める要件を満たす外部監査(同第130条第4項)とされている。このように、「協会規則」の定める要件を満たすもののみ適格なファンド監査であることについては、以下1及び2のように見直す必要があると考えられる。 1 海外のファンドは当該設立国等のルールに基づいて監査が行われており、必ずしも「協会規則」の要件を満たさないものもあると思われるが、そのような場合は当該ファンドに投資することができなくなり、効率的な運用方法の選択肢を狭めてしまうおそれがある。国際基準に準拠する等一般に公正妥当と認められる監査も対象として規定すべき。 2 ファンド監査を行う者の交代その他の理由により、ファンド監査の内容が「協会規則」の要件を満たさなくなった状態が生じた場合、当該要件を満たすまでの間、投資運用業者は「対象有価証券の取得又は買付の申込み」の制限を受けることになる。当該ファンドへの追加の投資ができなくなるおそれがある。例えば、キャピタル・コールがあった場合に、本要件が満たされていないことを理由にキャピタル・コールに応じなかった際は、場合によってはファンド契約上権利者(投資一任契約の委任者)が不利益を受けるおそれがある。このことから、 ・ 今般の事例に鑑みて、ファンドの運営主体が、投資一任業者及び自社の(人的・資本的な)関係会社である場合のファンド監査については協会規則の要件を満たすことを求める。 ・ 一方、ファンドの運営主体が、投資一任業者と(人的・資本的に)無関係な場合のファンド監査については、協会規則の要件を満たす場合、あるいは、国際基準に準拠する等一般に公正妥当と認められる監査であるなど不適正と認められる特別の理由がない外部監査が実施されている場合をファンド監査として妥当なものとする。	1については、ファンド監査に係る基準等は、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則の定めによることとなりますが、当該指定に当たっての参考とさせていただきます。 2については、第三者によるチェックを有効に機能させるためには、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則に則ったファンド監査が行われることが必要であると考えられるため、改正案を維持することが妥当と考えられます。ただし、キャピタル・コールに応じるための追加取得については、すでに締結された契約の履行を行うものにすぎないのであれば、「対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行う」場合には該当しないと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
61	金商業等府令第130条第3項	顧客である中小の年金基金にいわゆる年金私募投信を設定・提供している場合、年金基金によっては、運用財産の管理を受託する信託会社等（以下、特金受託行）と当該年金私募投信の受託者（以下、投信受託行）とをそれぞれ異なる先に委託する場合がある。金商業等府令第130条第3項第1号の規定によれば、上場株券等のような価格透明性の高いものを組入資産とする投資信託であることから、顧客である年金基金が、同条第1項第15号ロのファンド監査はコスト面等から不要と認識していても、一部の年金基金が投信受託行と異なる特金受託行に運用財産の管理を委託している場合、ファンド監査が強制され、年金基金の意思に沿わないこととなる。本規定は見直す必要がある。	金商業等府令第130条第3項第1号に規定する資産を投資対象とする投資信託に投資する場合であっても、当該投資信託の受託者が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等と同一でない限り、投資対象資産が実在することを確認できないため、改正案を維持することが適当と考えられます。
62	金商業等府令第130条第3項第1号	例えば既に設定・運用されている組入資産が明確で価格透明性も高い年金私募投信であるため、従来ファンド監査が実施されておらず（尚、組み入れ比率調整等のため全年金顧客について年金私募投信の追加取得の可能性がある）、顧客の過半が委託している投信受託行と特金受託行が同じ場合には、ファンド監査費用支弁のための投資信託約款変更が成立しない可能性が高いが、 1) [事例]で年金顧客Fは、本年金私募投信の組入れから排除されることになるのか。排除する場合の根拠・権限は何か。2) [事例]で年金顧客Fは排除されない為に、特金受託行をSからMに変更せざるを得ないのか。変更する（／させる）場合の根拠・権限は何か。3) [事例]で年金顧客Fを、排除しない場合のファンド監査費用は、投信委託会社が負担せざるを得ないのか。投信委託会社が負担する（／させる）場合の根拠・権限は何か。4) [事例]で年金顧客Fを排除せず、年金顧客Fが特金受託行をMに変更せず、投信受託会社がファンド監査費用を負担しない場合、X年金私募投信は償還せざるを得ないのか。償還する（／させる）場合の根拠・権限は何か。5) 以上の問題を孕む、投信受託行＝特金受託行との条件は、再検討を要するのではないか。 [事例]X年金私募投信 投信受託行M 100口数 ⇒ファンド監査費用支弁の約款変更決議不成立の可能性高い A年金顧客 特金受託行M 20口数 ファンド監査費用支弁に反対 B年金顧客 特金受託行M 20口数 ファンド監査費用支弁に反対 C年金顧客 特金受託行M 20口数 ファンド監査費用支弁に反対 D年金顧客 特金受託行M 20口数 ファンド監査費用支弁に反対 E年金顧客 特金受託行M 10口数 ファンド監査費用支弁に反対 F年金顧客 特金受託行S 10口数 ファンド監査費用支弁を承諾	本改正は、特定投資家以外の投資家の「排除」や信託会社等の変更、投資信託委託会社によるファンド監査費用の負担、投資信託の償還等を求めるものではありません。金商業等府令第130条第3項第1号に規定する資産を投資対象とする投資信託に投資する場合であっても、当該投資信託の受託者が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等と同一でない限り、投資対象資産が実在することを確認できないため、改正案を維持することが適当と考えられます。本改正を踏まえてどのように法令に則した形で投資信託を組成、運用するかは、基本的に当事者間で判断されるべきものであると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
63	金商業等府令第130条第1項第15号口、監督指針(金商業者等) VI—2—2—1(1)⑧	投資一任契約における投資スキーム、投資対象資産等の決定については、投資家の自主的な判断が尊重されるべきであり、特定投資家でない顧客との投資一任契約における投資対象資産から、外部監査を受けていない内外のファンドを一律に除外するという規制は、監査費用削減による運用パフォーマンスの向上といった合理的理由に基づく投資機会を、投資家から奪うものであると言わざるを得ない。 十分なデューデリジェンス能力を有する投資家(特定投資家でない厚生年金基金の多くがこれに該当)に無駄なコスト負担を強い、不必要な投資制限を課すこととなる。投資家の利益を損なうことのないよう、投資家が同意すればファンドに対する監査を不要とする等、十分検討してほしい。 今般のAIJ事件のポイントと考えられるのは、外国籍ファンドの名義人が信託会社ではなく、証券会社による保護預かり方式を用いるスキームのもとで、投資一任口座に組入れられていた当該ファンドの1株当たり基準価額(NAV)が、口座の権利者である信託会社に直接送付されず、しかも改ざんされていたこと、そして、そのファンドが外部監査を受けていたものの、監査報告書が改ざんされていたことの2点であり、ファンドに対して外部監査が行われていたか否かは、ポイントではない。 外部監査の義務付けが実施された場合、今後AIJ社と同様の行為を目論む者は、「このファンドは、AIJ事件を踏まえた規制強化に沿って外部監査を受けた信頼できるファンドである」ことを投資家に訴求でき、「外部監査を受けているファンドだから間違いない」という予断を投資家に抱かせ、結果として、投資家自身による投資一任業者に対する牽制、監視を怠らせることとなりかねない。	一般投資家との投資一任契約に基づく投資の対象となるファンドについては、不正を防止する観点から、第三者(国内信託銀行等)によるチェックを有効に機能させる必要があるため、外部監査が行われることが必要と考えられます。なお、過剰規制により我が国金融市場の活力を削がないようにする観点も踏まえ、特定投資家との投資一任契約に基づき投資する場合には、当該規制の対象外としています。
64	金商業等府令第130条第1項第15号口、監督指針(金商業者等) VI—2—2—1(1)⑧	改正対応として、新たにファンド監査を実施することとした場合、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第11号に定める「その他手数料」が変更になるものの、府令改正対応のため行うものであり、かつ、運用手法・投資対象等に変更がないことから、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条にいう「商品としての同一性を失わせることとなるもの」ではないため、重大な約款変更には該当しない、との理解でよい。	個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要がありますが、本改正に対応するために投資信託約款を変更する場合でも、投資信託及び投資法人に関する法律第17条の要件に該当する場合には、同条の適用があるものと考えられます。
65	金商業等府令第130条第1項第15号口	金商業等府令第130条第1項第15号口について、例えば、株券を対象に運用する投資信託の受益証券を組込む場合、外部監査が必要になると解される。他方、投資信託の受益証券ではなく株券を直接組み込んだり、持株会社の株券を組み込んだりする場合は、外部監査は不要との理解でよい。このような場合、産業の発展を阻害しないため、原則として不要とし、明らかに脱法行為と認められるものについては、規制の対象にするべきではないか。	金商業等府令第130条第1項第15号は、対象有価証券に投資する場合に適用され、株券は対象有価証券に含まれません。外部監査の義務付けは、投資一任契約に基づく投資の対象がファンドの場合に第三者によるチェックが働きにくくなることを踏まえたものであり、通常このような特性を有さない株券に直接投資するような場合には、本号は適用されません。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
66	金商業等府令第130条第1項第15号口、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧	監査頻度は特に規定されていないが、任意との理解でよい。また、仮に監査が年次で行われる場合、実務上は設定直後に一定期間(最大で2年未満)年次とならない(例えばファンド設定が平成24年12月、決算時期が平成25年11月の場合、最初の監査期間(平成24年12月から平成26年11月まで)は2年となり、2回目以降は1年となる)場合があるが、それは問題ないとの理解でよい。	ファンド監査に係る事項は、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則において適切に定められることとなりますが、合理的な頻度で定期に行われることが必要であると考えられます。
67	金商業等府令第130条第4項、第5項	外国投資信託では、当該ファンドの管理会社等の選択により海外の会計及び監査基準が設定される。よって金商業者が加入する国内の金融商品取引業協会が要件を定めることは不要と考えられるので、協会規則要件は変更(削除)してほしい。	ファンド監査に係る事項は、外国投資信託に係る会計及び監査の基準を含め、ファンド監査の有効性を確保する観点から一定の水準にあるものとする必要があります。こうした観点から、金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則の定めによることが適当と考えられますので、改正案を維持することが適当と考えられます。
68	金商業等府令第130条第4項、第5項	金商業等府令第130条第4項及び第5項各号における「外部監査」は、同条第1項第15号口の「ファンド監査」に限られ、他の箇所における「外部監査」とは範囲が異なると考えられる。したがって、両者が混同されることのないよう、用語の使い方を検討してほしい。例えば、同条第4項の「外部監査」は「もの」とし、同条第5項各号の「外部監査」は「ファンド監査」としてはどうか。	「外部監査」という用語自体によって監査の対象まで特定されるものではなく、各条文において何についての外部監査であるかは個別に規定されています。ただし、ご意見を踏まえ、かかる趣旨を明確化するため、金商業等府令第96第1項第6号の規定を修正いたします。
69	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧に「Ⅵ—2—2—5(2)③において同じ」とあるが、「Ⅵ—2—2—5(4)③」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
70	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧	信託方式の投資一任運用で自社系ファンドに投資する場合には、「ファンド監査に係る外部監査人の選任に当たり、監査の独立性・実効性の確保に努めているか。」とある。自社系ファンドであっても、当該投資一任業者のグループ会社でないファンド関係者(トラスティ等)が外部監査人を選任している場合があり、また、ファンド設定者又は管理者である親法人等・子法人等や関係外国法人等が外部監査人の選任を行う場合でも当該ファンドを投資一任契約に基づき運用財産に組み入れる当該投資一任業者は選任に関与しない。「投資一任業者がファンド監査に係る外部監査人の選任に関わる場合において、監査の独立性・実効性の確保に努めているか。」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
71	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧	「投資一任業者の自社系ファンド・・・に投資する場合にあつては、ファンド監査に係る外部監査人の選任に当たり、監査の独立性・実効性の確保に努めているか」とあるが、当該投資一任業者のグループ会社ではないファンド関係者(トラスティ等)が外部監査人を選任しており、当該投資一任業者のグループ会社はその選任に関与していない場合には、ここでいう「監査の独立性・実効性の確保に努める」義務は当該投資一任業者には無いと考えてよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
72	兼営法施行規則第19条第1項第15号、第31条の22第1項第7号	信託銀行が受ける外部監査については、銀行業務を対象とする外部監査ではなく、信託業務を対象とする外部監査(内部統制監査を含む)との理解でよい。	ご理解のとおりです。 なお、ご意見を踏まえ、かかる趣旨を明確化するため、規定を修正いたします。
▼「ファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けるために必要な措置」			
73	金商業等府令第130条第1項第15号ハ	金商業等府令第130条第1項第15号ハ本文及びハ(3)中、「真正な監査報告書等」については、「監査報告書等」とすべきではないか。	本号は、本号ハ(1)から(3)までに定めるいずれかの措置をとることを求めるものであり、改正案を維持することが適当と考えられます。
74	金商業等府令第130条第1項第15号ハ、金商業等府令第130条第5項、第6項	財務諸表及び監査報告書を含む「アニュアル・レポート」等(監査報告書の対象となる部分が明確化されているものに限る)も「監査報告書等」に含まれるとの理解でよい。	「アニュアル・レポート」であっても、金商業等府令第130条第6項に規定する「監査報告書等」に該当するものが全て含まれており、かつ、「アニュアル・レポート」上「監査報告書等」に該当する部分が特定されているものであれば、「監査報告書等」に該当するものと考えられます。金商業者の関係外国法人等が作成したものについてもこれに含まれます。 ただし、「アニュアル・レポート」を用いる場合であっても、同条第1項第15号ハ(1)から(3)までに掲げる措置を講じなければならないことに留意が必要です。例えば、「アニュアル・レポート」を、金商業者又は金商業者の親法人等、子法人等若しくは関係外国法人等が作成した場合には、(2)に掲げる措置によることはできず、(1)又は(3)に掲げる措置による必要があります。
75	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—1(1)⑧	「監査報告書等」には、海外で投資家向けに交付されているアニュアル・レポート(ファンド監査の結果を記載した書面及び当該ファンド監査の対象となった財務諸表を含むもの)のうち、金商業者の関係外国法人が作成したものも含まれるとの理解でよい。	
76	金商業等府令第130条第6項	「監査報告書等」には監査済み財務書類の添付されたものであれば、例えば、アニュアル・レポートも該当するとの理解でよい。	
77	金商業等府令第130条第5項、第6項	ファンド監査は、顧客の個別持分の監査ではなく、ファンド資産全体の会計基準の適合性を監査するものであるため、監査報告書中に、正当な理由に基づき個別の投資家持分の「基準価額」を記載しないものがある。 国内信託銀行は算出者から入手した「基準価額」、「真正な監査報告書」、投資一任業者より入手した運用報告書記載の「基準価額」の突合せを行うとされているが、個別投資家持分の記載のない監査報告書であってもファンド資産全体について適正な監査の行われている場合には、本項に定める監査報告書として扱ってよい。	
78	金商業等府令第130条第6項	監査報告書内には基準価額が記載されていなくてもよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
79	金商業等府令第130条第1項第15号ハ、監督指針(金商業者等) VI—2—2—1(1)⑧	「真正な」とあるが、その意味するところは、金商業等府令案第130条第1項第15号ハ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じることにより改ざんの余地がないと思われる監査報告書等が信託会社等に届くようにするということであり、投資一任業者に対し、監査報告書自体の真正性を担保させるものではないとの理解でよい。	基本的にはご理解のとおりと考えられますが、本号ハ(1)から(3)までに掲げるいずれかの措置が取られている場合であっても、監査報告書等が改ざんされていることを認識した場合には、投資運用業を行う金商業者等としての善管注意義務に基づいた措置をとることが必要な場合もあると考えられます。
80	金商業等府令第130条第1項第15号ハ	金商業等府令案第130条第1項第15号ハ(1)から(3)までの措置として、例えば、以下の①～③のような措置が該当すると解してよい。 ①投資一任業者又はファンド関係者のウェブ上に監査報告書を掲載する際に、改ざんに対する牽制のため、閲覧権を国内信託銀行及び監査法人に与える方法(この場合において、国内信託銀行が、監査報告書の真正性の確認のため、監査事務所に問い合わせを行おうとするときは、投資一任業者はそのために必要な措置を講じるものとする)。 ②ファンド管理会社等が監査報告書を電子メールに添付して送付する際に、改ざんに対する牽制のため、送付先を国内信託銀行及び監査法人とする方法(この場合において、国内信託銀行が、監査報告書の真正性の確認のため、監査事務所に問い合わせを行おうとするときは、投資一任業者はそのために必要な措置を講じるものとする)。 ③外国で銀行業を営んでいる法人(ただし、当該国において銀行法第4条第1項の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。)であって、国内信託銀行が信頼できるものを經由して監査報告書を送付する方法。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
81	金商業等府令第130条第1項第15号	「その他当該信託会社等が当該ファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けることを確保するための措置」とは、例えば、投資一任業者、ファンドの管理会社やファンドの投資顧問会社が監査報告書を電子メールに添付して送付する際に、送付先として国内信託銀行だけでなく監査法人も加える方法でもよいとの理解でよいのか。	
82	金商業等府令第130条第1項第15号	「その他当該信託会社等が当該ファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けることを確保するための措置」とは、例えば、投資一任業者がファンドの管理会社やファンドの投資顧問会社のウェブ上に監査報告書を掲載し、同時にその閲覧権を国内信託銀行および監査法人に与える方法でもよいとの理解でよいのか。	「投資一任業者又はファンド関係者のウェブ上に監査報告書を掲載する際に、改ざんに対する牽制のため、閲覧権を国内信託銀行及び監査法人に与える方法(この場合において、国内信託銀行が監査報告書の真正性の確認のため、監査事務所に問い合わせを行おうとするときは、投資一任業者はそのために必要な措置を講じるものとする。)」であれば、金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)の措置に含まれるものと考えられます。
83	金商業等府令第130条第1項第15号ハ	金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)「その他」とは、どのような方法が考えられるか。例えば、運用会社のウェブ上に直接アクセスさせる方法や、投資一任業者を経由するとしても、原本(捺印ないし署名が確認できるもの)の送付や改変不可能な状態で送付されるPDFファイル等は許容されるか。	また、「ファンド管理会社等が監査報告書を電子メールに添付して送付する際に、改ざんに対する牽制のため、送付先を国内信託銀行及び監査法人とする方法(この場合において、国内信託銀行が監査報告書の真正性の確認のため、監査事務所に問い合わせを行おうとするときは、投資一任業者はそのために必要な措置を講じるものとする。)」であれば、金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)の措置に含まれるものと考えられます。
84	金商業等府令第130条第1項第15号ハ	外国籍ファンドについては、所謂、アニュアル・レポート(国内籍ファンドにおける運用報告書に該当)において、監査報告書が添付されており、且つ、当該アニュアル・レポートをHPにて公開を行っているケースがある。この場合、当該HPIについてはファンドの監査を実施した監査法人、並びに本邦における年金受託もアクセスが可能であることから、当規定に沿った措置である旨を確認したい。	
85	金商業等府令第130条第1項第15号ハ	現地金融当局から適切な規制を受けていると考えられる外国銀行であって、信託会社等が信頼できるものを經由して監査報告書を送付する措置は、金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)の「その他…の措置」として認められるか、明確にしてほしい。 また、当該外国銀行が、投資一任業者の関係外国法人等である場合はどうかについても、明確にしてほしい。	「外国で銀行業を営んでいる法人(ただし、当該国において銀行法第4条第1項の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。)であって、国内信託銀行が信頼できるものを經由して監査報告書を送付する方法」は、金商業等府令第130条第1項第15号ハ(3)の措置に含まれるものと考えられます。当該外国で銀行業を営んでいる法人が「投資一任業者の関係外国法人等」である場合もこれに含まれるものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
●契約締結前交付書面			
▼全般			
86	金商業等府令第96条	本改正案にて追加記載が必要となる事項については、一体の文書である必要は無く、追加すべき情報が記載されている文書を契約締結前交付書面の一部とみなすことができる旨、内閣府令等で手当てしてほしい。	契約締結前交付書面については必ずしも1つの書面である必要はありませんが、所定の各事項を記載したものが、全体として書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ、所定の記載方法（金商業等府令第79条）に即したものとなっていることが必要と考えられます（平成19年7月31日金融庁公表のパブリックコメント回答291頁99番等参照）。
87	金商業等府令第96条	私募投信を投資対象とする投資一任契約を締結する際、価格算出方法やファンド関係者などの情報は、契約締結前交付書面に直接記載するのではなく、別途説明資料を交付することでも良いか。	必ずしも1つの書面である必要はありませんが、ご指摘の「説明資料」「商品説明書」を含めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ所定の記載方法（金商業等府令第79条）に即したものとなっていることが必要と考えられます（平成19年7月31日金融庁公表のパブリックコメント回答290頁95番等参照）。
88	金商業等府令第96条	金商業等府令第96条第2項で新たに規定される各事項については、例えば「商品説明書」のような別紙にすべて記載し、契約締結前交付書面と同時に交付する方法でもよいか。	
89	金商業等府令第96条第4項第2号、第5号	今般の金商業等府令第96条第4項第6号において、対象有価証券にTK出資持分が含まれていることから、投資一任業者が2層構造ファンドのマザーファンド（SPC）と締結しようとする場合、契約締結前交付書面、運用報告書等の記載に関し、新たな規制対象となるようにも思われるが、当該マザーファンド（SPC）が特定投資家成りの申出を行うことで、今般の規制の適用除外となるとの理解でよいか。	特定投資家が相手方となる場合、金商法第45条に基づく適用除外の対象となることは従前と変わりありません。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
90	金商業等府令第96条第2項	契約締結前交付書面に記載すべき項目として対象有価証券の名称等が追加されたが、これらの項目以外の対象有価証券に関する情報(例、目論見書、有価証券報告書の記載事項と同様の情報)を契約締結前に提供することは差し支えないか確認したい。 また、投資一任契約に関する以下の広告等に対象有価証券に関する情報を含めることは差し支えないか確認したい。 ① 新聞・雑誌への広告の掲載 ② 顧客セミナーでの紹介 ③ 電子メールやファクシミリ、郵便での紹介 ④ 投資一任契約の提案書	ご質問のような方法が一律に禁止されるものではありませんが、実質的に個別商品の販売勧誘となる場合には、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。そのほか、本改正による金商業等府令第130条第1項第13号など、その他の法令にも留意する必要があります。
91	金商業等府令第96条第2項	投資助言・代理業者が投資一任業者と契約して投資一任契約の締結の媒介業務を行うに際し、契約の締結の勧誘に当たって投資者に提供する文書にも、投資一任契約等に係る広告等および契約締結前交付書面の記載事項と同様の項目を記載しても差し支えないか確認したい。	金商業等府令第96条第2項は、締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合に適用されます。締結しようとする金融商品取引契約が金商法第2条第8項第13号に掲げる行為を行うことを内容とする契約である場合については同府令第96条第2項は適用されません。 ご質問のような記載が一律に禁止されるものではありませんが、実質的に個別商品の販売勧誘となる場合には、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。そのほか、本改正による金商業等府令第130条第1項第13号など、その他の法令にも留意する必要があります。 また、金融商品取引法等ガイドライン2—3にも留意が必要です。
92	金商業等府令第96条第2項	投資一任契約に基づき、複数の特定の銘柄の対象有価証券を契約締結前交付書面に記載して交付した後について、リバランスの都度、契約変更書面の交付が必要となるのか。	既存の金融商品取引契約を変更しないのであれば、契約締結前交付書面やこれに代わる契約変更書面(金商業等府令第80条第1項第4号ロ)を交付する必要はないと考えられます。
93	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項各号に定める事項については、定期的にモニタリングを行い、運用報告書にて全ての事項を顧客に報告することとし、変更書面による変更の連絡は不要との理解でよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼適用時期			
94	金商業等府令第96条	投資一任契約の締結後において、交付済みの契約締結前交付書面の金商業等府令第96条第1項及び第2項に定めるファンドに関する記載について変更が生じるものの、投資一任契約書類に変更がない場合においては、金商業等府令第80条第1項第4号の「既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合」に該当せず、新たに契約締結前交付書面の交付は不要との理解でよい。	本改正の施行後に新たに金融商品取引契約を締結する場合には、本改正の反映された契約締結前交付書面を交付する必要があります。 一方、本改正の施行前に金融商品取引契約を締結しているものについては、本改正の施行により再度契約締結前交付書面やこれに代わる契約変更書面(金商業等府令第80条第1項第4号口)の交付をする必要はないものと考えられます。 また、ファンド関係者の状況等について、契約締結前交付書面に記載された事項の変更が生じた場合も、既存の金融商品取引契約に変更がなければ、契約締結前交付書面やこれに代わる契約変更書面を交付する必要はないと考えられます。
95	金商業等府令第96条第2項	ファンドの関係者等の状況に変更が生じた場合、締結前書面の再交付または契約変更書面の交付は必要となるのか。 必要な場合、変更箇所および内容を記載した契約変更書面を交付すれば足りるか。	
96	金商業等府令第96条	施行前に既に成立している契約については、本条の改正により新たに追加された項目を記載するために、契約の再締結または契約締結前交付書面に関する変更書面の提出(金商業等府令第80条第1項第4号口)の手続きを行う必要はないとの理解でよい。	
97	金商業等府令第96条第1項	今回新たに追加された記載事項をすべて網羅した契約締結前交付書面を、施行後、すべての既契約先に対して一斉に交付する必要は無いとの理解でよい。	
98	金商業等府令第96条第1項	施行後、外部監査に関連する事項や対象有価証券に関連する事項について変更が生じた場合には、その都度の契約締結前交付書面の再交付または変更契約書面の交付は必要ないとの理解でよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼「対象有価証券」			
99	金商業等府令第96条第4項	「投資の対象とする対象有価証券」とあるが、顧客資産に直接組み入れる対象有価証券のみが該当するとの理解でよい。例えばファンドオブファンズを投資の対象とする場合における当該ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドや、ファミリーファンド方式におけるマザーファンドは該当しないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
100	金商業等府令第96条第4項	金商業等府令第96条第4項及び第130条第3項において「対象有価証券」の定義が異なるが、第130条第3項の定義に統一すべきである。特に海外上場ファンドについては、国内で公募されているファンドと同様、基準価額や目論見書・約款等へのアクセスが容易であり、「対象有価証券」からは除外すべきである。	契約締結前交付書面や運用報告書は特定投資家でない一般投資家に交付されるものであるところ、かかる一般投資家にとって「海外上場ファンド」の情報へのアクセスは必ずしも容易ではないと考えられることから、本項の対象有価証券から除外することは適当でないと考えられます。
101	金商業等府令第96条第4項、兼営法施行規則第19条第7項	海外の上場ファンド(または主要国の上場ファンド)を「対象有価証券」から除外してほしい。除外できない場合、兼営法施行規則第19条第7項の記載事項について、海外の上場ファンドについては、兼営法施行規則第19条第7項各号の情報が公開されている場合には、上場されている市場の名称とファンドの名称(コード番号)を記載することで足りるなど、簡易な記載方法を認めてほしい。	また、ご指摘の簡易な記載のみでは不十分であり、各記載事項の内容を顧客が適切に把握できるよう契約締結前交付書面に記載する必要があります。
102	金商業等府令第96条第4項	日本国内での募集や私募の取扱い等が行われていない金商業等府令第96条第4項各号の対象有価証券を投資一任口座に組み入れる場合、投資信託及び投資法人に関する法律第58条または第220条に基づく届出や、適格機関投資家等特例業務の届出が行われていることは求められないことを確認したい。	金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券であることにより、同条第2項及び第134条第2項が適用されますが、その他の規定の適用について、変更を与えるものではありません。
103	金商業等府令第96条第4項、第130条第3項	規制対象となるファンドの範囲について、例えば、国内の証券取引所に上場されている投資法人の投資口や、非上場の投資法人の投資口で公募(適格機関投資家以外で、50名以上の者に取得申込みの勧誘行為を行っている場合)を行っているものについては、第96条第4項の対象有価証券に該当しないの理解でよい。	ご理解のとおりです。
104	金商業等府令第96条第4項第2号	ファンド形式に類するものに限るため、信託銀行等が発行するABSや、証券会社等が組成するインデックス連動型の仕組債は対象外との理解でよい。	金商業等府令第96条第4項各号に掲げる有価証券に該当しない限り、同条の規定の適用はありません。 なお、ご指摘の「信託銀行等が発行するABS」や「証券会社等が組成するインデックス連動型の仕組債」を投資の対象とする場合について、顧客が厚生年金基金であるときには、金商業等府令第123条第1項第28号や同府令第130条第1項第13号等の規定が適用されることに留意が必要です。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
105	金商業等府令第96条第4項第2号、第5号	投資顧問契約における合同運用(監督指針VI—2—2—2(2)(金商業者等)に規定される「複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものをいう。」)におけるいわゆる「合同運用ファンド」は、複数の(年金)顧客が一の信託銀行と(年金)特定(金銭)信託契約を締結するとともに、一の投資一任業者と(年金)投資一任契約を締結し、それらの信託財産を、当該信託銀行を委託者兼受益者兼受託者、当該投資一任業者を運用代理人として設定した「合同運用(年金)特定信託」にまとめ、当該投資一任業者が合同して運用を行うというスキームである。 当該「合同運用(年金)特定信託」が、信託法に規定する受益証券発行信託に該当しない場合には、「対象有価証券」の定義として規定している金商業等府令第96条第4項第2号及び第5号には該当しないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
▼「運用の基本方針」等			
106	金商業等府令第96条第1項第1号	「運用の基本方針」の具体的な記載内容を明らかにしてほしい。 また、「運用の基本方針」が記載事項に加わったことにより、現行の契約締結前交付書面の記載事項である「投資の方法」及び「取引の種類」の記載内容や、「業務内容方法書」の記載内容を変更する必要があるとの理解でよい。	「運用の基本方針」としては、投資一任契約を締結した場合に、当該投資一任契約を締結する金商業者等が採用することを予定する運用戦略の記載が求められます。具体的な記載内容が法令に適合したものといえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ご指摘のようなある程度概括的な記載は許されますが、いかなる内容の運用が行われるのか顧客において予測がつく必要があります。 本改正により、現行の契約締結前交付書面の記載事項である「投資の方法」及び「取引の種類」の記載内容や、「業務内容方法書」の記載内容を変更する必要はありません。
107	金商業等府令第96条第1項第1号	「運用の基本方針」として記載する事項の内容として、必ず含めるべきであるものはあるか。例えば、運用の対象資産および運用の目的を示して「主として日本の株式に投資することにより、可能な限り高い長期安定総合収益を得ることを目的として運用する」といった程度で、「運用の基本方針」の記載として十分か。	
108	金商業等府令第96条第1項第1号	現状、「運用の基本方針」は、顧客と一任業者との間で取り決められていないか、取り決められている場合でも極めて抽象的なものがほとんどであり、あえて当該事項を契約締結前交付書面の必要的記載事項として追加する必要性はないと考えられる。 仮に「運用の基本方針」が必要的記載事項となる場合には、「XXXへの投資により、運用財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。」といった内容の記載でよい。	
109	信託業法施行規則第30条の23第1項第1号の2、兼営法施行規則第31条の22第1項第1号の2	契約締結前交付書面の記載事項として「運用の基本方針」が新設されているが、「運用の基本方針」には、受託者がHP等で開示している全体の運用基本方針や、当該締結前交付書面に係る信託契約における運用基本方針、当該締結前交付書面に係る信託契約において運用を予定しているファンドの運用基本方針、といったものがあるが、いずれを記載することが求められるのか確認したい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼外部監査			
110	金商業等府令、保険業法施行規則、信託業法施行規則	金商業等府令案、信託業法施行規則案、保険業法施行規則案における「外部監査」の意味を明らかにしてほしい。	金商業等府令第96条第1項第6号、信託業法施行規則第30条の23第1項第12号、保険業法施行規則第234条の24第1項第9号の2は、「財務に関する外部監査」及び「業務に関する外部監査」の両方を対象としており、前者の例としていわゆる財務諸表監査、後者の例として「受託業務に係る内部統制の保証業務」が考えられます。なお、ご意見を踏まえ、かかる趣旨を明確化するため、規定を修正し、記載すべき「外部監査」の範囲について監督指針に加筆いたします。
111	金商業等府令第96条第2項第5号	金商業等府令第96条第2項第5号の「ファンド資産に係る外部監査」とは、外部監査人による「ファンド資産」に係る財務諸表監査と理解してよい。	ご理解のとおりです。
112	金商業等府令第96条第1項第6号、第134条第1項第11号	「監査結果の概要」とあるが、監査を受けた者が監査の概要を作成・記載するのは改ざんのおそれがあり極めて不適当であるため、削除すべきである。	虚偽の記載をした契約締結前交付書面又は運用報告書を交付した場合、法令違反として行政処分の対象となるほか、刑事罰の対象となることがあります(金商法第205条)。「監査結果の概要」を契約締結前交付書面及び運用報告書の記載事項とすることは、「顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み」を設けるための措置として適当と考えられます。
113	金商業等府令第96条第1項第6号	投資一任業者に対する外部監査の有無の開示義務の導入は、結果として外部監査を受けていない投資一任業者を一律に排除させることに繋がり、実質的に外部監査を義務付けることになりかねない。投資一任業者に相当の費用負担を強いる結果、規模は小さいながらもユニークな運用を特徴とする投資一任業者の経営を過度に圧迫することとなる。適格投資家向け投資運用業の創設など、金融イノベーション促進という方向性とは相容れない状況を招くのではない。	投資一任契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に関する改正は、投資家による投資一任契約の締結の判断に当たって参考となる情報開示を充実させる趣旨であり、かかる観点から外部監査を受けているか否かも参考情報として記載する必要があると考えられます。
114	金商業等府令第96条第1項第6号	契約締結前交付書面等の記載事項として「当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要」とあるのを「外部監査の概要」等とすることを検討してほしい。	「外部監査を行った者の氏名又は名称」についても、投資一任契約等の締結・継続の判断にあたって参考となる情報であると考えられます。また、外部監査に係る報告書は大部になることから、外部監査の対象及び結果の概要」を契約締結前交付書面及び運用報告書に記載することが顧客にとって有益と考えられます。なお、これらの事項の記載とあわせて、必要な留意事項を記載することは妨げられません。また、監査結果の概要を記載する際には投資家に誤解を与えないよう、予め監査人と記載内容を相談するなどの対応が考えられます。
115	保険業法施行規則第53条の2第1項第6号、第234条の24第1項9号の2ロ	運用報告書および契約締結前交付書面について、「当該保険会社等がその業務又は財務に関する外部監査を受けている場合」に、当該外部監査の「結果の概要」を記載することが新設されているが、監査を受ける側が、監査結果を要約して記載することは、要約のしかたなどによっては顧客に誤解を与えかねないケースも想定される。そのため、外部監査の「結果の概要」については記載事項とせず、顧客が別途監査法人の報告書を参考とすることで代替してはどうか。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
116	金商業等府令第96条第1項第6号	「外部監査」には、厚生年金基金等の顧客から見た運用の外部委託先監査（SSAE16/ISAE3402 SOC 1/2/3）から個別の業務監査まで大小様々なものがあるが、必ずしも全ての外部監査の結果を記載しなければならないものではなく、重要なもののみ簡潔に記載すればよいとの理解でよい。	基本的には顧客の投資一任契約の締結・継続に係る判断にとって重要であると合理的と考えられる外部監査について記載されていればよいものと考えられます。なお、金商業等府令第96条第1項第6号の記載事項を明確化するため、規定を修正し、記載すべき「外部監査」の範囲について監督指針に加筆いたします。
117	金商業等府令第96条第1項第6号	業務に関する外部監査の「結果の概要」には、必ずしも全ての指摘事項を記載しなければならないのではなく、重大なもののみ簡潔に記載すればよいとの理解でよい。	
118	金商業等府令第96条第1項第6号	本追加事項は、顧客が、投資一任契約の締結先となる投資一任業者を選定する際に、その内部管理体制等が第三者から検証されているかどうかを、選定の判断材料の一つとして提供させるものと考えられる。 一方で、当号記載の「外部監査の有無」「外部監査の概要」は、実際には相当程度幅が広く、業者によっては相当数の外部監査が本件に該当すること考えられる。 当号追加の趣旨が上記の通りであることに鑑みると、仮に外部監査の事実を記載しなかった場合にも、顧客への不利益は無く、むしろ投資一任業者が、記載していないことを理由に選定から外れるなどの結果を招くことが考えられる。 上記事情を勘案するに、当号の記載内容は投資一任業者の判断で決定でき、例え全ての監査の記録を記載しなかったとしても、投資一任業者に対する不利益処分の対象とはならないことを確認したい。	
119	兼営法施行規則第19条第1項第15号、第31条の22第1項第7号	信託業務を対象とする内部統制監査の報告書は、一般的には開示できる先は制限されており、数百ページからなる報告書の内容を被監査会社が「サマリー」することは適当ではなく、監査人が「サマリー」を作成している実務は無いと理解している。当該部分については、外部監査の有無、外部監査を受けている場合には監査法人の名称、外部監査の種類（内部統制監査かファンド監査か、SSAE16などの準拠基準）を記載することとしてほしい。	ご提案の記載のみでは、顧客において、外部監査に係る報告書を読まなければその対象及び結果の概要を知ることが出来ないと考えられます。しかし、外部監査に係る報告書は大部になることから、「外部監査の対象及び結果の概要」を信託財産状況報告書に記載することが顧客にとって有益と考えられます。なお、これらの事項の記載とあわせて、必要な留意事項を記載することは妨げられません。
120	信託業法施行規則第37条第1項第15号	信託会社における外部監査の対象期間と信託財産状況報告書における計算期間には差異が発生することが想定されるが、「計算期間における監査結果の概要」とは、計算期間の一点において報告を受けた監査結果の概要を記載するものという理解でよい。 また、当該「外部監査の結果の概要」とは、監査報告書の内容について詳細に記載を求められているものではなく、当該監査における監査除外事項の有無、監査の結果として不適事項の有無といったことの概要を記載するものとの理解でよい。	基本にご理解のとおりですが、顧客に理解できる程度に要約することが必要と考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
121	金商業等府令第96条第1項第6号	「外部監査の結果の概要」をその都度、契約締結前交付書面に反映させるには、実務対応に相当程度期間を要するため、外部監査終了から契約締結前交付書面への反映までの間、適切かつ十分な対応期間を設けることを可能としてほしい。	外部監査に係る報告を受けた後、合理的な期間内において、遅滞なく、契約締結前交付書面に反映させる必要があるものと考えられます。
122	金商業等府令第96条第1項第6号	契約締結前交付書面には、監査報告書を受領してから合理的な期間内にその内容を盛り込めばよいという理解でよい。	
123	金商業等府令第96条第1項第6号	定期的に受けている外部監査については、監査報告書受領後、例えば三月以内を目途に契約締結前交付書面を更新すればよい。	
124	金商業等府令第96条第1項第6号	業務監査の結果については、その内容を幅広く第三者へ開示することは監査人との契約により禁じられている場合がある。その場合は、「外部監査の結果の概要」の記載は不要とし、当該欄についてはその旨を記載することでよい。	契約締結前交付書面は、個々の顧客との間で契約を締結する前に交付すべき書面であり、幅広く第三者へ開示することを求める書面ではありません。このため、外部監査人との協議等も踏まえて、個別具体的なケースに応じて判断される必要がありますが、ご指摘のような場合は、基本的には、「外部監査の結果の概要」を記載する必要があると考えられます。
125	金商業等府令第96条第1項第6号	「外部監査」には、グループ親会社等が実施する監査を含まないとの理解でよい。	金商業等府令第96条第1項第6号には、投資一任業者の財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部者による監査に関する事項を記載する必要があり、直近の監査結果について記載するべきと考えられます。 ご指摘の「グループ親会社等が実施する監査」、「監査法人が行う投資一任業者の親会社への外部監査の評価範囲に子会社である投資一任業者が含まれている場合」、「主としてグループ親会社の監査において、投資一任業者がグループの一部として(子会社として)受けた監査」については、これらを任意で契約締結前交付書面に記載することは妨げられませんが、本号の「外部監査」には該当しません。 なお、金商業等府令第96条第1項第6号の記載事項を明確化するため、規定を修正し、記載すべき「外部監査」の範囲について監督指針に加筆いたします。
126	金商業等府令第96条第1項第6号	「外部監査」には、主としてグループ親会社の監査において、投資一任業者がグループの一部として(子会社として)受けた監査は含まれないとの理解でよい。	
127	金商業等府令第96条第1項第6号	「外部」とはどのような主体であり、過去のいつ時点の監査まで含まれるのか明確にしてほしい。 監査法人が行う投資一任業者の親会社への外部監査の評価範囲に子会社である投資一任業者が含まれている場合は、当該投資一任業者は外部監査を受けているとの理解でよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
128	金商業等府令第96条第1項第6号	「業務又は財務に関する外部監査」とあるが、金商法上の監査（財務諸表監査、内部統制監査）、会社法監査（会計監査）、SSAE16等に基づく受託業務に係る内部統制の検証及びGIPS準拠に係る検証を指すとの理解でよい。	ご理解のとおりです。なお、金商業等府令第96条第1項第6号の記載事項を明確化するため、規定を修正し、記載すべき「外部監査」の範囲について監督指針に加筆いたします。
129	金商業等府令第96条第1項第6号	スポットで受けた外部監査については、どの程度の期間まで契約締結前交付書面に記載する必要があるか。例えば、1年間程度記載すればよい。	「スポットで受けた外部監査」についても、投資一任業務に関する重要なものであれば、「外部監査」に含まれることがあります。契約締結前交付書面に記載する期間は、合理的な期間記載すれば足りると思われませんが、例えば、概ね1年間程度で外部監査を受けた前提に変化があると考えられる場合には、当該期間記載することが考えられます。
130	金商業等府令第96条第1項第6号、第117条第1項第34号	金商業等府令第96条第1項第6号の規定は、「投資一任契約の締結の代理又は媒介」をする行為に適用され、同府令第117条第1項第34号の規定の適用は、「投資一任契約の締結の媒介」を行う場合に限定されており、投資一任契約の締結の代理を行う場合には適用されないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼「特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」			
131	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定した営業活動を行うことが容認されることが前提になっていると解釈されるが、そのような理解でよいのか。	個別事例については実態に即して実質的に判断される必要がありますが、ご指摘のような投資一任業者の「営業活動」が、実質的に投資一任契約の締結の勧誘に該当し、当該投資一任契約の締結後に投資一任業者の投資判断に基づいて投資運用を行う場合には、「募集の取扱い」に該当しないものと考えられます。
132	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定した営業活動を行うことは、仮にその特定の投資信託・外国投資信託が投資一任業者自身の発行するものでない場合、金商法第2条第8項第9号の「募集の取扱い」に実質的に該当するのではないのか。	
133	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定した営業活動を行うことは、仮にその特定の投資信託・外国投資信託が投資一任業者自身の発行するものでない場合も、金商法第2条第8項第9号の「募集の取扱い」等には該当しないとの理解でよいのか。また、「投資一任」を含む投資運用業の登録のみで、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録をせず、行うことが可能か。	
134	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定した営業活動の結果として契約締結に至った場合、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入又は取得の投資判断は、実質的に顧客により行われることになり、投資運用業者が行うべき投資判断が形骸化するおそれがあるのではないのか。	投資一任契約の締結により発生するリスクを十分に説明するという観点から、金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項を契約締結前交付書面に記載することが必要であると考えられます。かかる記載をしたとしても、投資一任業者は投資一任契約に基づき、自己の投資判断に基づいて投資運用を行う必要があるものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
135	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定しないで(例えば、勧誘資料などにおいては、組入れる可能性のある投資信託・外国投資信託の投資戦略等の類型・事例、投資運用業者が投資一任契約締結後に「投資一任」に基づき一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を投資判断する基準等のみを示し)営業活動をした結果、投資一任契約締結に至る場合、契約締結前書面には金商業等府令第96条第2項第2号の「当該対象有価証券の名称」等、及び同第3号以下は記載不要と解釈されるが、その様な理解でよい。 これら各号の記載事項の代替として、例えば、上記基準等を記載することが考えられる。	ご理解のとおりです。また、顧客に対する説明のため、任意で「組入れる可能性のある投資信託・外国投資信託の投資戦略等の類型・事例、投資運用業者が投資一任契約締結後に「投資一任」に基づき一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を投資判断する基準等を記載」した書面を用いることは妨げられません。
136	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の「その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資一任契約の締結勧誘において、一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定しないで営業活動をした結果、投資一任契約締結に至る場合、契約締結時書面の「投資一任契約に基づき顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類」としては、組入予定の一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託は記載不要又は不能であるから、組入れる可能性のある投資信託・外国投資信託の投資戦略等の類型・事例、投資運用業者が投資一任契約締結後に「投資一任」に基づき一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を投資判断する基準等の記載で足りると解釈されるが、その様な理解でよい。	「一の又は複数の特定の投資信託・外国投資信託の組入を予定しない」場合であっても、「投資一任契約に基づき顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類」(金商業等府令第96条第1項第1号、第107条第1項第8号)は、契約締結前交付書面・契約締結時交付書面に記載する必要があります。本改正は、当該事項に関する記載内容について変更することを企図したものではありません。
137	金商業等府令第96条第2項	金商業等府令第96条第2項の新設により、「投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」の条件のもとでは、投資判断の全部を一任する内容の投資一任契約に係る契約締結前交付書面においても、投資の対象となる対象有価証券の具体的な名称を記載しなければならない(契約締結前交付書面に、投資の対象となる対象有価証券の具体的な名称を記載しても、投資判断の全部を一任する内容の投資一任契約に反することはない)との理解でよい。	「投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるとき」は、投資判断の全部を一任する内容の投資一任契約に係る契約締結前交付書面においても、当該特定の銘柄の対象有価証券の名称を記載する必要があります。
138	金商業等府令第96条第2項	契約締結前書面やプレゼンテーション資料等、投資一任契約の勧誘のために、投資一任業者が作成し、顧客に提示する書面に、特定の銘柄の有価証券の名称を記載することは、第一種又は第二種金融商品取引業に該当しないと理解でよい。	契約締結前交付書面に投資対象とする方針の特定の銘柄の有価証券の名称を記載し、説明を行うことは、直ちに第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当するものではありません。ただし、実質的に個別商品の販売勧誘を行う場合には、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。
139	金商業等府令第96条第2項	投資ユニバースの範囲は定まっているものの、具体的にどのファンドに投資するかについては契約締結前交付書面交付時点では決まっておらず運用受託機関の裁量に任されている場合(ゲートキーパー型運用・マルチアセット運用の場合など)については、本項の記載は不要との理解でよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
140	兼営法施行規則第19条第7項、第31条の22第3項	兼営法施行規則案第31条の22第3項には「…特定の銘柄の対象有価証券を信託財産とする方針…」と、第19条第7項には「…対象財産に対象有価証券が含まれているとき…」と規定されているが、前者の「特定の銘柄の」は何を意味しているのか。	「信託業務を営む金融機関が特定信託契約の締結後に当該特定信託契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を信託財産とする方針である場合」のみ、契約締結前交付書面に兼営法施行規則第19条第7項各号に掲げる事項を記載する必要があります。他方、信託財産状況報告書については、そのような限定がなく、対象財産に対象有価証券が含まれていれば、同項各号に掲げる事項を記載する必要があります。「特定の銘柄の対象有価証券」とは、特定信託契約締結前に、信託兼営金融機関が、信託財産とすることを予定するものとして特定する個別の銘柄の対象有価証券をいいます。
141	信託業法施行規則第37条第7項、兼営法施行規則第19条第7項	信託財産状況報告書の記載事項として、「対象財産に対象有価証券が含まれているとき」は、信託業法施行規則案第30条の23第3項各号の事項を記載することが新設されている（信託業法施行規則案第37条第7項、兼営法施行規則案第19条第7項）。この適用に関して、対象財産に複数の対象有価証券が含まれている場合は、当該対象有価証券ごとに当該事項を記載する必要があるとの理解でよい。	ご意見のとおりと考えられます。なお、いわゆるファンド・オブ・ファンズの場合は当該ファンド・オブ・ファンズについて記載するものと考えられます。
▼「価額の算出方法」等			
142	金商業等府令第96条第2項第1号	「当該対象有価証券の価額」とは、「対象有価証券」の定義から見て、いわゆる基準価額（1口当たりの純資産価額）であることが多いと考えられるが、情報ベンダーから受領する価額も含まれるか。また、含まれるとすれば、その「価額の算出方法」は、例えば「情報ベンダーから価額を受領する」旨を記載すればよい。	まず、「対象有価証券の価額の算出方法」として、資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が含まれる必要があると考えられます。その上で、かかる方法により算出された価額について、「対象有価証券に係る権利を有する者に報告する頻度及び方法」を記載する必要があります。
143	金商業等府令第96条第2項第1号	「当該対象有価証券の価額」は、当該金商業者等自身が「ファンド関係者」に該当しない場合、「ファンド関係者」が算出した基準価額を一方的に受領するに過ぎないが、その場合「価額の算出方法」は、例えば「ファンドの管理会社から価額を受領する」旨を記載すれば足りるとの理解でよい。	ご指摘の「情報ベンダーから価額を受領する」旨の記載や「ファンドの管理会社から価額を受領する」旨の記載は、価額を報告する方法に該当すると考えられるため、別途「価額の算出方法」を記載する必要があります。
144	金商業等府令第96条第2項第1号	「価額の算出方法」としては、例えば、「ファンドに属する資産を法令諸規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における口数で除して計算します。」といった内容の記載でよい。	「価額の算出方法」には、資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が含まれる必要があると考えられます。どの程度の記載で足りるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要がありますが、資産評価の方法については、顧客にとって概略が分かる程度に具体的な主な資産ごとの評価方法が記載される必要があります。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
145	金商業等府令第96条第2項第1号	「当該対象有価証券の価額」について、口数の定めがあるものは単価、口数の定めがないものは出資持分の価額である旨及び時価がないもの（主として不動産を原資産とする有価証券、プライベートエクイティファンドの持分等）に関しては簿価であると考えてよい。	ご理解のとおりです。
146	金商業等府令第96条第2項第1号	価額の算出方法とあるが、資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が含まれるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
147	信託業法施行規則第30条の23第3項第1号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第1号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」については、「当該対象有価証券の価額の算出方法…に関する事項」が新設されている。本規定について、 (1) 対象有価証券が海外LPSの場合、一般に信託計理はLPS又はLPSのアドミニストレーターから報告される価額に基づいて行われる。この場合、「当該対象有価証券の価額の算出方法」とは、1. 当該LPS又はLPSのアドミニストレーターが実際に行っている基準価額の算出方法を記載するのか、それとも、2. 「対象有価証券についての信託計理はLPS又はLPSのアドミニストレーターから報告されている価額によって行われている」旨を記載するのか、本規定による記載事項として足りるとされる要件を具体的にしてい。 (2) (1)で必要とされる記載方法が1の場合の「価額の算出方法」について、市場で形成、公表される形での時価のないものがLPSにおいて投資対象となっている場合、目論見書等にその詳細が記載されていないことがある。その場合、受託者としてアドミニストレーターに対して具体的算出方法を確認して記載する必要があるか、あるいはLPSの目論見書等に記載された内容を纏めて記載することにより。 また、当該時価のない投資対象で運用されている商品の種類ごとに、LPSの監査法人に対して時価算定の適正性を判定する基準を確認する必要がある。	(1)「価額の算出方法」には、資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が含まれる必要があります。したがって、「対象有価証券についての信託計理はLPS又はLPSのアドミニストレーターから報告されている価額によって行われている」旨の記載では足りないと考えられます。 (2)「価額の算出方法」として、目論見書の記載内容に基づいて資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が記載できるのであれば、目論見書に記載された内容を超える詳細をアドミニストレーターや監査法人に確認する必要はないものと考えられますが、目論見書の記載内容だけでは、資産評価の方法及び基準価額の決定プロセスの概要が記載できないのであれば、アドミニストレーターや監査法人等にこれを確認する必要があります。
148	金商業等府令第96条第2項第1号	金商業等府令第96条第2項第1号の記載内容について、外国証券取引所にのみ上場している投資信託は、上場されている取引所で時価がついていることから、例えば『ニューヨーク証券取引所に上場されている投資信託であり、価額はマーケットの時価』と記載した上で、時価をチェックできるよう外国証券取引所のURLなどを補記することにより。	ご提案の記載のうち、「ニューヨーク証券取引所に上場されている投資信託であり、価額はマーケットの時価」の部分は、「価額の算出方法」の記載であるため、その他に「当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項」を記載する必要があります。
149	保険業法施行規則第234条の24第1項第15号、第53条の2第2項各号	対象有価証券にかかる運用報告書や契約締結前交付前書面への記載にあたっては、外国証券取引所にのみ上場している投資信託は、上場されている取引所で時価がついており、恣意性が働きにくいことから、例えば『〇〇証券取引所に上場されている投資信託であり、価額はマーケットの時価』と記載した上で、顧客自身が時価をチェックできるよう、外国取引所のURLなどをあわせて記載することにより。	「価額の報告の方法」としてはご提案のウェブサイトを確認できる旨の記載をする方法もあると考えられます。 なお、金商業等府令第130条第1項第15号の適用がある場合には、当該規制に従った報告の頻度及び方法が記載される必要があります。 また、「価額の算出方法」について、ファンドの価額が市場価格によるといえるためには、実際に市場で取引が行われていることが必要であると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
150	信託業法施行規則第30条の23第3項第1号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第1号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法」が新設されている(信託業法施行規則案第30条の23第3項第1号、兼営法施行規則案第31条の22第3項、第19条第7項第1号)。この「当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法」とは、ファンドから名義人である受託者に対して報告される頻度・方法を指し、受託者から受益者に対する報告をいうものではないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
▼「ファンド関係者」等			
151	信託業法施行規則第30条の23第3項第2号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第2号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド資産の運用に係る業務を行う者」が新設されている(信託業法施行規則案第30条の23第3項第2号、兼営法施行規則案第31条の22第3項、第19条第7項第2号)。この「ファンド資産の運用に係る業務を行う者」とは、海外LPSの場合においてジェネラルパートナー(いわゆる「GP」)の他に投資顧問業者が別にあるときは、ファンドの実質的な運用責任は当該投資顧問業者が担っていることから、GPではなく当該投資顧問業者を記載するとの理解でよい。	ご意見のような場合においては、GP及び他の投資顧問業者の双方を記載する必要があるものと考えられます。
152	信託業法施行規則第30条の23第3項第2号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第2号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド資産の保管に係る業務を行う者」が新設されている(信託業法施行規則案第30条の23第3項第2号、兼営法施行規則案第31条の22第3項、第19条第7項第2号)。この「ファンド資産の保管に係る業務を行う者」とは、例えば、有価証券に投資をするファンドの場合、当該ファンド持分を表章する証券を保管する者(アドミニストレーター)を記載することにより、あるいは、当該ファンドが投資した有価証券を保管する者(カストディアン)についても記載する必要があるか。	ご意見のような場合においては、アドミニストレーター及びカストディアンの双方を記載する必要があるものと考えられます。なお、サブカストディアンを選任している場合においては、メインのカストディアンを記載すれば足りるものと考えられます。かかる趣旨を明確化するため、規定を修正いたします。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
153	金商業等府令第96条第2項第2号、兼営法施行規則第19条第7項第2号	・「ファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者」については、「ファンドスキームにおける関係者」、すなわち、投信スキームでは事務受託者（いわゆるアドミニストレーター）を想定しているものであり、例えば、以下のような投資対象資産の関係者は想定していないとの理解でよい。 ・不動産ファンドにおける投資対象物件の不動産信託受託者、プロパティーマネージャー、テナント、建設会社（投資対象資産を建設し又は補修等を行う者）等 ・PEファンドにおける投資対象企業の事業に関する委託先や顧問税理士（スキーム関係者以外）等	顧客が問題を発見しやすくする仕組みを設けるというAIJ再発防止策の趣旨からは、基準価額の算出・伝達に影響を与えうる重要な関係者は、「ファンド関係者」として記載すべきと考えられます。かかる観点からは、 ・アドミニストレーター業務を行う管理事務代行会社（再委託を受けた場合を含む） ・トランスファーエージェント業務を行う登録事務代行会社（再委託を受けた場合を含む） ・受益者代理人等となる販売会社 についてはファンド関係者として記載が必要と考えられます。他方、上記を除き、以下の者については、基本的に、「ファンド関係者」として記載する必要はないものと考えられます。 ・「不動産ファンドにおける投資対象物件の不動産信託受託者、プロパティーマネージャー、テナント、建設会社（投資対象資産を建設し又は補修等を行う者）」 ・「PEファンドにおける投資対象企業の事業に関する委託先や顧問税理士（スキーム関係者以外）」 ・「監査法人、顧問弁護士」（ただし、監査法人については、「ファンド資産に係る外部監査を行う者」として記載が必要） ・ファンド関係者から業務の一部についてのみ再委託を受けたもの かかる趣旨を明確化するため、金商業等府令第96条第2項第2号の規定を修正いたします。 また、これにあわせ、その他の部分についても「ファンド関係者」の定義を修正いたします。
154	信託業法施行規則第30条の23第3項第2号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第2号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」については、「ファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の事務を行う者」が新設されている。 当該事務を行う者について、改正案では、この者を含めて「ファンド関係者」とされ、「ファンド関係者」に該当すると資本関係・人的関係等の記載が必要とされていることから、範囲を具体的に示してほしい。例えば、監査法人、顧問弁護士なども該当するのか。	
155	金商業等府令第96条第2項第2号等	「事務を行う者」という包括的な記載に代えて、具体的に「管理会社」、「当該対象有価証券の価額の算出を行う会社」および「受託会社」を記載事項としてほしい。 仮に「事務を行う者」が必要的記載事項となる場合には、事務を再委託されている関係者（管理事務代行会社、登録事務代行会社や副管理事務代行会社等）は記載不要との理解でよい。また販売面での関係者（総販売会社や販売・買戻取扱会社）や法律事務所等も記載不要との理解でよい。	
156	金商業等府令第96条第2項第2号等	「ファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者」とあるが、例えば、外国籍ファンドにおいては以下の業務を行う者が該当するとの理解でよい。 ・ファンド全般の運営管理 ・基準価額の算出 ・投資家名簿の管理 ・ファンドの営業・購入申込の受付（ファンドの名義人となる場合に限る） また、例えば、不動産ファンドにおいては以下の業務を行う者が該当するとの理解でよい。 ・会計事務（ダブルTKスキームの場合は親SPCのみ） ・不動産鑑定評価 ・SPC・投資法人の機関運営（ダブルTKスキームの場合は親SPCのみ） ・払戻請求受付事務 ・投資主名簿管理	ご理解のとおりです。なお、かかる趣旨を明確化するため、金商業等府令第96条第2項第2号の規定を修正いたします。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
157	金商業等府令第96条第2項第2号	「当該対象有価証券の発行者」について、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第14条第3項に定める発行者とみなされる者も含まれるとの理解でよい。	金商業等府令において、「発行者」とは、金商法第2条に規定する発行者をいいます（同府令第1条第1項）。
158	金商業等府令第96条第2項第2号	「ファンド関係者」の「役割分担」としては、各「ファンド関係者」が行う主たる業務の概要をそれぞれ記載すればよい。例えば事務代行会社であれば「基準価額の算出、アニユアル・レポートの作成、顧客名簿の管理等」と記載することによりよい。	ご理解のとおりです。
159	信託業法施行規則第30条の23第3項第2号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第2号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド関係者間の役割分担」が新設されている。この「ファンド関係者間の役割分担」とは、当該ファンド関係者の業務の種類を記載（例えば、「運用業務」「保管業務」という記載）することによりよい。	
160	金商業等府令第96条第2項第2号	ファンド関係者の「住所又は所在地」を契約締結前交付書面に記載するとあるが、「国又は地域」とした方がより適切ではないか。当該事項はファンド関係者がいかなる法律によって設立されたものかを確認する趣旨であり、住所の細かな部分、例えばビル内の入居する階数まで記載する必要はないと考える。	「住所又は所在地」の記載として、「住所の細かな部分」まで記載する必要はないと考えられるため、改正案を維持します。
161	金商業等府令第96条第2項第2号	ファンド関係者の「住所又は所在地」は、例えば、「アメリカ合衆国 ジョージア州アトランタ市」といった記載で良く、詳細な町名、番地や入居ビル名等は不要であるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼「金商業者とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係」等			
162	金商業等府令第96条第2項第3号、第4号	資本関係は、金商業者等とファンド関係者間の支配関係の有無について記載することでよい。金商業等府令第96条第2項第3号、第4号は金商業者等とファンド関係者間の資本関係だけではなく、ファンド関係者相互間の資本関係の記載を求めているが、AIJ事件の再発防止という趣旨を踏まえ、ファンド関係者相互間の資本関係の記載は不要であるとする。	「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」として、直接の資本関係に限らず、双方の子会社・関連会社を通じた間接的な資本関係まで記載することが必要と考えられます。具体的には親法人等・子法人等・関係外国法人等に該当する場合にはその旨を記載することが考えられ、記載すべき範囲について監督指針に加筆いたします。また、ご意見を踏まえ、規定を修正し、「ファンド関係相互間の資本関係」の記載は求めないことといたします。
163	金商業等府令第96条第2項第3号、第4号	金商業等府令第96条第2項第4号の「ファンド関係者間の資本関係」は原案から削除してほしい。	
164	金商業等府令第96条第2項第4号	ファンド関係者の中に上場会社がある場合等において、その株主の把握が困難な場合が想定される。資本関係の把握が困難な場合の例外規定等を設けてほしい。	
165	金商業等府令第96条第2項第4号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド関係者間の資本関係」が新設されている。「ファンド関係者間の資本関係」については継続的に正確な情報を把握することは難しいことから、記載対象となるファンドについては、例えば、「ファンドの設定者又は運用者が当該受託者であるもの、又は、ファンドの運用者が信託業法施行令第2条第3号に規定する親法人等又は同条第4号に規定する子法人等若しくは同条第8号に規定する外国における法人等であるもの」というような「自社系ファンド」に限る規定とすることを検討してほしい。	
166	信託業法施行規則第30条の23第3項第4号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第24条の19第7項第4号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド関係者間の資本関係」が新設されている。「ファンド関係者間の資本関係」とは、ファンド関係者が法人である場合、当該法人間の資本関係を記載すればよい。例えば、ある法人がファンド関係者に該当する場合、その代表者個人はファンド関係者ではないと解されるが、当該個人が、ファンド関係者である他の法人に出資している場合、その資本関係は記載対象には該当しないとの理解でよい。仮に、上記に示した例も記載対象であるとした場合、記載対象となる資本関係の範囲はどこまでが該当することとなるか（役員、重要な職員など）。	
167	信託業法施行規則第30条の23第3項第4号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第24条の19第7項第4号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「ファンド関係者間の資本関係」が新設されている。記載対象となるファンドを限定する扱いが行われない場合、「ファンド関係者間の資本関係」については、どのような確認を行った範囲で記載すればよい。方法として、ファンドの目論見書等の開示資料に記載されている範囲を記載することが考えられるが、更に、受託者が独自にファンドにヒアリング調査や他の手段での調査を行って記載することが想定されているか。その場合は調査の負担が著しいことが想定されるが、どのような方法・深度で調査をすれば妥当なものかと判断されるのか。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
168	保険業法施行規則第234条の24第1項第15号、第53条の2第2項第3号、第4号	契約締結前交付書面の記載事項として、「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係」、「ファンド関係者間の資本関係」が新設されているが、資本関係や人的関係は流動的であるため、当該情報の更新期間は、実務対応をふまえた合理的な期間とすることが認められるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。なお、ご意見を踏まえ、規定を修正し、「ファンド関係者相互間の資本関係」の記載は求めないことといたします。
169	金商業等府令第96条第2項第3号、第4号	趣旨に照らし、期日時点における役員の兼職状況（出向元・出向先双方において役員である場合に限る）を記載すれば足りるか。	合理的と認められる一定の時点における「役職員」の兼職状況を記載する必要があると考えられます。
170	金商業等府令第96条第2項第3号	ファンド関係者との「人的関係」には役員レベルの兼職状況を記載すれば良いとの理解でよい。	
171	信託業法施行規則第30条の23第3項第3号、第31条の24第3項、兼営法施行規則第19条第7項第3号	契約締結前交付書面記載事項として、「対象有価証券…を信託財産とする方針であるとき」は、「当該信託会社（金融機関）とファンド関係者との間の人的関係」が新設されている。この「人的関係」については、役員の兼職やファンド関係者への出向のようなことが想定されるが、どういう関係を指すのか、範囲を具体的に記載してほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
●運用報告書等の記載事項の拡充等			
▼運用報告書等の記載事項の拡充等			
172	兼営法施行規則第19条第1項第13号、第14号、第15号、第31条の22第1項第1号の2	例えば、所謂ESOP信託などのように、主として財産の管理を目的としており、信託目的が資産運用では無い信託があり(また、信託財産の資産・負債については、すでに信託財産状況報告書の記載事項となっている。)、信託は資産運用目的以外にも様々な目的に活用されていることから、兼営法施行規則案第31条の22第1項第1号の2及び第19条第1項第13号・第14号については、以下のように修正すること等を検討してほしい。 ・運用の基本方針→信託目的の概要 ・信託財産の運用の経過→信託財産の状況の経過 ・運用状況の推移→信託財産の価額の推移	ご意見を踏まえ、「運用の基本方針」は「信託の目的の概要」に、「信託財産の運用の経過」は「信託財産の状況の経過」に、「運用状況の推移」は「信託財産の価額の推移」に修正いたします。 なお、「信託財産の状況の経過」は対象計算期間における信託財産の増減とその要因を指し、「信託財産の価額の推移」は対象期間に限定されない合理的な範囲で信託財産の価額の推移を記載する必要があるものと考えられます。
173	信託業法施行規則第37条第1項第13号、第14号、兼営法施行規則第19条第1項第13号、第14号	信託財産状況報告書の記載事項として「運用の経過」及び「運用状況の推移」が新設されている(信託業法施行規則案第37条第1項第13号・第14号、兼営法施行規則案第19条第1項第13号・第14号)。 「経過」と「状況の推移」はある程度同一の要素を含むものと考えられるところ、両者の記載内容の差異がわかるように、より具体的に示してほしい。 例えば、「運用の経過」とは、対象計算期間における運用資産に係る市場動向、「運用状況の推移」とは、運用の結果としての基準価額や時価の変化、といったような要件をそれぞれに規定してほしい。	
174	信託業法施行規則第37条第1項第13号、第14号、兼営法施行規則第19条第1項第13号、第14号	信託財産状況報告書の記載事項として「運用の経過」及び「運用状況の推移」が新設されている(信託業法施行規則案第37条第1項第13号・第14号、兼営法施行規則案第19条第1項第13号・第14号)。 新設された「計算期間における信託財産の運用の経過(信託財産の価額の主要な変動の要因を含む。)」について、「主要な変動の要因」の「主要」とは、当該計算期間における価額変動に与えた主要な要因を記載すればよく、複数種類の資産を保有している場合に種類毎の主要な要因の記載までは求められていないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
175	金商業等府令第134条第1項	運用報告書については、記載事項別にその頻度が異なる場合がある。その場合には四半期報告の時に「この記載事項については、別途送付したものを見て頂きたい」旨の文言を入れておけばよい。 「運用の経過(運用財産の額の主要な変動の要因を含む)」については、対象期間中における財産の増減を記載するものと考えれば、府令で規定される年金基金への運用報告書の場合、3ヵ月間の純資産額の記載を行えばよい。 また「主要な変動要因」については、要因分析及び文章による説明のどちらかが行われていればよい。	運用報告書の記載事項に記載頻度の異なるものがある場合における取扱いとしてご指摘のような対応を行うことは差し支えないものと考えられます。 運用の経過については、少なくとも対象期間の期首や期末の基準価額といった顧客の運用財産の変動状況が分かる記載をする必要があるものと考えられます。純資産額の変動の記載は、各社において、顧客にとって自己の運用財産の運用の経過の概要が分かるものとして適当か否かの観点から判断すべき事項であると考えられます。
176	金商業等府令第134条第1項第9号	「運用の経過」についてどの程度まで具体的に記載すればよい。 前期末時価総額と当期末時価総額の差異の状況及び変動要因に関し、キャッシュフロー(投資顧問報酬の支払い、資金の流入を含む)の観点や、時価変動要因などの観点から、図表その他の方法を用いて、説明することは想像できるが、それ以外に何を記載するのかを確認したい。	主要な変動要因の記載方法については、顧客にとって自己の運用財産の額が変動した主要な要因が分かるものとして適当か否かの観点から各社において適切に判断していただくべきものと考えられます。
177	金商業等府令第134条第1項第9号、第10号	第9号の運用の経過と、第10号の運用状況の推移はどのような違いがあるのか。 「運用の経過」は対象期間における運用財産の増減とその要因を指し、「運用状況の推移」は対象期間に限定されない収益率等の推移を意味するとの理解でよい。	「運用の経過」は対象期間の期首や期末の基準価額といった顧客の運用財産の変動状況やその主要な要因が分かる記載を指し、「運用状況の推移」は、対象期間に限定されない合理的な範囲での基準価額の推移の記載が必要であるものと考えられます。
178	金商業等府令第134条第1項第9号、第10号	金商業等府令第134条第1項第9号には、運用報告書の記載事項として「当該運用報告書の対象期間における運用財産の運用の経過(運用財産の額の主要な変動の要因を含む。)」とある。ラップ口座における運用報告書では、「運用の対象となっている有価証券の価格変動、為替変動、金利水準の変動、不動産価格やコモディティ価格の変動等により運用財産に変動が生じている」という記載をもって「運用財産の額の主要な変動の要因」とする方向で検討しているが、こうした記述で問題ないか。	少なくとも対象期間の期首や期末の基準価額といった各顧客の運用財産の変動状況、及び、各顧客の運用財産を構成する資産クラス等を網羅した主要な変動要因の分析が記載されており、また、各顧客の資産のそれぞれの資産クラスへの投資割合が記載されている必要があると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
179	金商業等府令第134条第1項第9号	運用報告書の対象期間における「運用財産の運用の経過(運用財産の額の主要な変動の要因を含む。)」とは具体的に何を指すのか。取引内容であれば第3項に定められてある通り、既に記載しているが、収益率の変動要因を文章で書けばよいのか。また、法定報告書に加え、慣行として交付してきたいわゆる四半期報告において、同内容を記載していれば足りるか。	運用報告書における「運用財産の運用の経過」としては、少なくとも対象期間の期首や期末の基準価額といった顧客の運用財産の変動状況とその主要な要因を記載する必要があるものと考えられますが、具体的な記載内容については、顧客にとって自己の運用財産の運用の経過の概要及び自己の運用財産の額が変動した主要な要因が分かるものとして適当か否かの観点から判断されるべきと考えられます。 なお、同内容は、運用報告書の一部として記載される必要があり、ご質問にあるような四半期報告において法定の記載事項を記載する場合には当該書面を運用報告書の一部を構成するものとして作成する必要があるものと考えられます。
180	金商業等府令第134条第1項第9号、第10号	金商業等府令第134条第1項第9号、第10号の「運用状況の推移」は、収益率の推移を指すのか。収益率の時系列のデータを提示すれば足りるか。また、その計測方法及び期間は顧客と合意する任意の方法でよい。記載する際、帳簿上の数値を用いるのではなく、例えば一任業者と顧客が合意した計測方法に拠って作成してもよい。また、一任業者と顧客が合意した期間の推移でもよい。どの程度まで具体的に記載すればよい。	運用報告書における「運用状況の推移」の具体的な記載内容については、顧客にとって自己の運用財産の運用状況の推移の概要が分かるものとして適当か否かの観点から各社において判断されるべきと考えられます。 運用状況の推移としては、顧客の運用財産の運用状況として、少なくとも対象期間に限定されない合理的な範囲での長期的な基準価額の推移を記載する必要があると考えられますが、上記の観点から、例えば、対象期間に限定されない収益率等の変化の状況、収益率の時系列のデータ等を記載することも顧客にとって有益であるものと考えられます。また、顧客と合意した期間の推移、計測方法により記載することも可能であると考えられます。
181	金商業等府令第134条第1項第9号、第10号	対象期間中に監査の報告書を受領した場合には、当該報告書の内容について報告するとの理解でよい。例えば、4月から6月までの3ヶ月を対象期間とする場合でかつ6月末に定期あるいは不定期の監査報告書を受領した場合、当該期間を対象とする運用報告書に必ず監査結果の概要を記載する必要があるのか。あるいは、当該期間を対象とする運用報告書には、監査結果の報告を受けた旨および「当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象」のみを記載し、「結果の概要」については監査結果報告書を受領してから合理的な期間内に運用報告書に記載することでもよい。	対象期間中に外部監査の報告書を受領した場合には、当該報告書の内容について報告する必要があり、結果の概要についても記載する必要があるものと考えられます。
182	金商業等府令第134条第1項第11号	対象期間中に外部監査の監査報告を受けた場合、その結果などを記載すべきとあるが、監査法人から定期的に業務内容についての監査を受け、問題がない旨をラップロゼの運用報告書に記載することで十分か。	対象期間中に外部監査の報告書を受領した場合には法定の記載事項を運用報告書に記載する必要があります。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
183	金商業等府令第134条第2項	金商業等府令第134条第2項において、当該条文が対象とする運用報告書を「運用財産が法第2条第8項第12号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第96条第4項に規定する対象有価証券が含まれているときにおける運用報告書」としているところ、同府令第96条第2項柱書とのバランスを鑑みると、「運用財産が法第2条第8項第12号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の第96条第4項に規定する対象有価証券を投資の対象とする方針であって、基準日における当該運用財産に当該対象有価証券が含まれているときにおける運用報告書」とすべきではないか。	現に、基準日における運用財産に対象有価証券が含まれている場合は、方針がいかなるものであるかを問わず、本規定による規制の対象とすることが適当と考えられます。
184	兼営法施行規則第19条第1項第13号、第14号	変動要因を記載するためには変動要因を分析する必要があるが、基準日後数営業日で交付することが顧客から求められている信託財産状況報告書に、同一基準日の主な変動要因を記載することは実務上不可能である。運用の経過や運用状況の推移は変動要因と一体で説明する方が顧客ニーズに合致しているため、これらの事項は基準日後数営業日で交付する信託財産状況報告書とは別に後日報告となっても、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく報告していればよいとの理解でよい。	ご意見のような方法によることも可能であると考えられます。ただし、最初に提出する信託財産状況報告書は信託財産状況報告書の一部分であり、後日別便で変動要因等に関する部分を送付する旨を明示するなど、顧客が信託財産状況報告書の内容を的確に判断できる方法で交付することが必要であると考えられます。
▼運用報告書等の交付頻度引上げ等			
185	金商業等府令第134条第2項	本項のみ国民年金基金を対象に取り上げているのは何故か。	厚生年金基金規則・国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令において、年金基金が3ヶ月ごとに資産評価等を行うことを義務付けられていることを踏まえたものです。
186	金商業等府令第134条第2項	運用報告書においては、定期的に(最低1年に1度)金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項(対象有価証券に係る事項)を記載することとなるが、当該運用報告書交付前1年以内に契約締結前交付書面、契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合には、記載が不要となる。その間に、ファンドに係る事項について変更があった場合でも、当該事項の運用報告書への記載は、投資対象のファンドの変更時または前回記載時点から1年後のいずれか早い時点でよいこととしてほしい。	記載事項に変更があったことを認識した場合には、その時点において記載すべき事項を従前の運用報告書等ですべて記載したことにはならないことから、改めて記載が必要になります。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
187	金商業等府令第134条第2項	「当該運用報告書の交付前1年以内」との文言を削除してほしい。 一般に、投資一任契約は数年間の継続を前提としたものであり「1年以内」との制限は、業者にとっての負荷が大きい。	顧客が問題を発見しやすくする仕組みを構築する観点からは、少なくとも1年に1回は、金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項の記載をすることにより、顧客に情報提供することが適当と考えられます。
188	監督指針(金商業者等)Ⅵ—3—2—3(1)(注)	金商業等府令第134条第2項では、運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合には、金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項につき記載することは要しない旨の規定があり、府令案に即して修正してほしい。	本注意事項は、投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第134条第3項に定める期間より短く設定した場合に、当該権利者に交付する全ての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項の全てを記載する必要はなく、法定期間内に交付される全ての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるとするものであり、金商業等府令第134条第2項但書とは趣旨が異なりますので、改正案を維持することが適当と考えられます。
189	監督指針(金商業者等)Ⅵ—3—2—3(1)(注)	当社では、ファンドラップの契約者に対して、四半期毎に交付する運用報告書(今回新設された記載事項は記載されていない)とは別に、投資対象である投資信託の状況(騰落率や市況、変動要因等を記載)及び複数のモデルポートフォリオの運用状況について、月次に報告書を交付している。この場合、四半期毎の法定の運用報告書と当該運用報告書の対象期間に交付した月次の任意の報告書を総合して、「すべての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りる」ものとして取り扱うことは可能か。	本注意事項は、投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第134条第3項に定める期間より短く設定した場合に、当該権利者に交付する全ての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項の全てを記載する必要はなく、法定期間内に交付される全ての(法定の)運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるとするものであり、ご指摘のような、法定の運用報告書ではない任意の報告書を想定したものではありません。
190	監督指針(金商業者等)Ⅵ—3—2—3(1)(注)	本改正で義務付けられる新たな記載事項については、月次の運用報告書に全て記載するのではなく、法定期間内に、権利者に交付される報告書(四半期報告)の記載で代替できる措置をとってほしい。	投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第134条第3項に定める期間より短く設定した場合、当該権利者に交付する全ての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項の全てを記載する必要はなく、法定期間内に交付される全ての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りる。
191	監督指針(金商業者等)Ⅵ—3—2—3(1)(注)	運用報告書の対象期間を法定期間よりも短くした場合、法定の運用報告書記載事項は、法定期間内に交付される全ての運用報告書の記載内容を合算したベースで充足されていれば足りるとされる。そこで、異なる頻度で異なる内容の運用報告書を交付する場合、契約締結時交付書面に記載すべき「運用報告書を交付する頻度」は、法定の運用報告書記載事項がすべて網羅される頻度であるとの理解でよい。さらに、運用報告書毎に交付頻度が異なる場合において、一の運用報告書が他の運用報告書と異なるものであることが明らかになる程度の説明で足りるとの理解でよい。	異なる頻度で異なる内容の運用報告書を交付する場合は、いかなる頻度でいかなる内容の運用報告書を交付するのかを契約締結時交付書面に記載する必要があるものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
192	金商業等府令第107条第1項第11号	運用報告書による報告事項に関しては、月次で報告しているもの、四半期毎に報告しているもの等が混在している場合があり、その場合には、各記載事項について、交付頻度を記載することが必要か。例えば、四半期に一度以上、3ヶ月に一度以上等の記載でも良いか。	運用報告書の交付頻度は、法令の範囲内で投資一任契約等で決定されるものであり、法令の範囲内であれば、ご質問のような記載をすることも差し支えないと考えられます。
193	金商業等府令第107条第1項第11号	金商業等府令案の施行後、第134条第2項ただし書の規定に基づき、最初に交付する運用報告書に所定の記載事項全てを記載し、当該記載事項の変更がない場合、次の1年後に交付する運用報告書に当該記載事項の記載を含めるという対応を考えているが、その場合、契約締結時書面に記載する運用報告書を交付する頻度として、例えば、「少なくとも半年に1回以上。なお、記載事項の変更がない場合であっても、金商業等府令案第134条第2項が定める記載事項については、その全てを記載した報告書を1年に1回交付します。」というような表記は許容されるか。もしくはなお書き以降は特に記載する必要はないか。	ご質問にあるような交付頻度とする合意をしたのであれば、ご質問中に記載された表記で差し支えないと考えられます。また、明確性の観点から、なお書きのような記載をすることは望ましいものと考えられます。
●投資一任業者等のチェック体制の整備			
194	金商業等府令第123条第1項第28号、第130条第1項第12号、第13号、第14号等	金商業等府令案第123条第1項第28号、第130条第1項第12号、第13号、第14号等は厚生年金基金を対象としているが、国民年金基金や企業年金基金も対象とするべきではないか。	AIJ事案においては、主に厚生年金基金において被害が生じたことや、年金基金の中でも厚生年金基金は公的年金の一部を代行していることなどから厚生年金基金規則の改正が行われたこと等を踏まえ、厚生年金基金を対象としています。
▼適合性原則			
195	金商業等府令第123条第1項第28号	金商法第40条第1号の「適合性の原則」とは別の原則を定めたものか、あるいは、重畳的に同様の原則を定めたか。	金商業等府令第123条第1項第28号は、厚生年金基金から運用指針を示された場合に、運用指針に従って運用した場合の損益の見込について、適合性原則に従って説明すべき体制を整備することを求めるものです。
196	金商業等府令第123条第1項第28号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)②	本号の趣旨は、投資一任契約の締結時に限らず、必要に応じ適合性の原則に沿った説明を厚生年金基金に対し行うための体制を整備することを求めるものであり、何をどこまで説明すべきかを示すもの(行為規制)ではないとの理解でよい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
197	金商業等府令第123条第1項第28号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)②	「当該厚生年金基金の知識、経験」とは、運用担当理事等の「知識、経験」ではなく、厚生年金基金の「知識、経験」を総合的に判断すればよい。厚生年金基金の運用知識・経験は一律ではなく、客観的な判断は必ずしも容易ではないため具体的な判断基準を示してほしい。	「厚生年金基金の知識、経験」については、運用担当理事等の知識、経験も含めて総合的に判断することになるものと考えられます。また、厚生年金基金の運用知識・経験は一律ではないことから、個別事例については、実態に即して実質的に判断することになるものと考えられます。
198	金商業等府令第123条第1項第28号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)②	厚生年金保険法では運用指針の提示は義務付けられているものの、その他の資料については投資一任業者に対し提示することが義務付けられていない。従って、「当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして」は、厚生年金基金が投資一任業者に交付した情報のみに照らして判断すれば良いという点を明確にしてほしい。	「厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして」については、適合性原則一般の考え方に沿って適切に判断すべきものであり、厚生年金基金から示された情報のみに照らして判断すれば良いとすることは適当ではないものと考えられます。
199	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)②	適合性原則に即し、適切な説明を行えるよう態勢を整備することを求める趣旨であると理解するが、適合性原則を定める金商法第40条第1号には、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らし」とあり、また、監督指針(金商業者等)案Ⅲ—2—3—1(1)③でも「～投資目的に照らして」とある。「厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等」の「等」の部分は削除すべきである。	「厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等」の「等」とは、厚生年金基金の設立事業所の事業主の状況等、厚生年金基金の個別の事情を想定しています。
200	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)②	平成24年2月15日に公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(平成23年12月5日にパブリックコメントに付されたもの)に係る「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」によると、「法人顧客から、書面により投資目的・意向の連絡を受けた場合には、法人が当該書面の写し等を保存していると確認ができれば、その確認をもって書面による共有が行われているとみなされ则认为られます。」とある。かかる記載からすれば、投資一任業者は、厚生年金基金から提示される運用指針の内容を理解することをもって、顧客の「投資目的・意向」を確認できると理解している。したがって、「投資一任契約を締結する目的」は、運用指針の内容をもって判断するという理解でよい。	厚生年金基金から提示される運用の基本方針や運用指針の内容により、厚生年金基金が投資一任契約を締結する目的を確認できる場合には、これらの書面の内容をもって、投資目的を判断することも妨げられないと考えられます。
201	信託業法施行規則第40条第10項、兼営法施行規則第23条第10項	信託業法施行規則案第40条第10項(兼営法施行規則案第22条第10項)で定められている受託者による厚生年金基金に対する「損失の可能性」の内容については、信託業法施行規則第30条の23第1項第2号(兼営法施行規則第31条の22第1項第2号、第15条第7項第1号)に定める「損失の危険に関する事項」と同じ内容と考えてよい。	本項は、厚生年金基金の知識・経験・財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして、当該厚生年金基金から示された運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のある損失等について説明を行うための十分な体制の整備を求めるものです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼分散投資義務			
202	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	条文案には、厚生年金基金が分散投資義務に「違反するおそれがあることを知った場合において」とあるが、投資一任業者等が積極的に調査して分散投資義務違反を把握する必要はないことを確認したい。例えば、厚生年金基金から通知される当該年金基金の総資産額等を基に判断すればよいとの理解でよい。	投資一任業者等に積極的な調査を求めるものではありませんが、投資一任業者等において既知の情報等も判断の基礎になり得、厚生年金基金から提供された総資産額等の情報だけで判断することは適当ではないものと考えられます。 具体的な取組みとしては、ご質問にあるように、社内規則を制定し、履行するということが考えられます。 また、分散投資義務に違反するおそれについては、各厚生年金基金の財政状況や負債特性、投資対象の性質等によっても左右されるものであり、一律に基準を示すことは困難ですが、例えば、基金から運用の基本方針と運用指針の提示を受けた際に両者に齟齬があることが確認された場合のほか、運用の基本方針において資産の全額をハイリスク商品に投資することとしているなど一見明白に基本方針の内容に疑義がある場合などに、運用受託機関から基金に通知を行うことが考えられます。 なお、年金特定信託については、対象とはなりません。分散投資義務違反のおそれがあるかどうかの判断基準としては、上記のような視点で判断することが考えられるため、かかる視点により各業者が、厚生年金基金において分散投資義務違反のおそれがあると認識した場合には、通知を行う必要があります。
203	兼営法施行規則第23条第2項第6号、監督指針(信託会社等)3—5—2(2)⑥	「厚生年金基金が分散投資義務の規定に違反するおそれがあることを認識した場合」については、入手可能な情報に基づき、信託協会の自主的な取り組みの内容を、社内規則を制定し履行することで足りるとの理解でよい。	
		なお、信託協会の自主的な取り組みでは、運用指針の提示を受けた際には、契約締結までに、委託者の運用基本方針との整合性を確認すること、同一のオルタナティブプロダクトについて、委託者の総資産に占める割合が、信託銀行が定める適切な割合(内規)を超過した場合には、委託者に対して、許容できるリスクの範囲内であるかどうかの確認を求めること、等を実施する予定である。	
204	信託業法施行規則第41条第2項、兼営法施行規則第23条第2項	いわゆる年金特定信託については、信託財産は投資一任業者等からの指図により運用されるものであり、受託者は厚生年金基金の資産全体像を知りえる立場には必ずしもなく、厚生年金基金の分散投資義務違反の有無を知ることは困難であるため、信託業法施行規則案第41条第2項ただし書(兼営法施行規則案第23条第2項ただし書)は、年金特定信託には適用がないことを明確にしてほしい。	
205	保険業法施行規則第53条第1項第11号イ	「厚生年金基金令第39条の15第1項の規定に違反するおそれがあることを知った場合」とは、厚生年金基金の総資産額等が通知されるなど、運用受託機関に対する当該義務付けに当たり講じられる措置により得られる内容と、自らが運用受託している資産を照らし、当該おそれを把握した場合であるとの理解でよい。	
206	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	投資一任業者等が「厚生年金基金令第39条の15第1項の規定に違反するおそれがあることを知った場合」において、当該厚生年金基金に対しその旨を通知しないことが禁止行為となっているが、当該厚生年金基金令規定は基金を名宛人とする規定であり、要件の解釈・運営次第では投資一任業者等にとって運営が難しい禁止行為規定となる懸念がある。 厚生年金基金が厚生年金基金令に違反するおそれがあるかどうかの判断には、①厚生年金基金の運用全体の状況、②当該基金の分散投資の基準、③分散投資義務に違反すると判断する基準が必要になってくるが、①および②については、投資一任業者のほうから厚生年金基金の運用全体について能動的にヒアリング等を行って確認することが求められるのか。ヒアリング等を行っても結果的に厚生年金基金から開示されなかった場合は当該規定に反しないとの理解でよい。 ③については、監督指針で何らかの基準(各社ごとに基準を設定する際の指針を含む)が示されることが望ましい。 以上を踏まえ、本条項は、「上記③が明定された後で、基金から、少なくとも上記①、②について明示的に知らされた場合においては、その旨を基金に通知する」といったことにより要件を充たせることとしてほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
207	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)①	平成24年10月12日公表の見直し案(平成24年9月4日公表)にかかる「コメントの概要及び金融庁の考え方」によると、「年金基金から各運用受託機関の当該年金基金の総資産額等が通知されるよう調整される予定」とあるが、年金基金に対して今後投資一任業者への通知が義務付けられるとの理解でよい。 また、総資産額等には分散投資に係る考え方・基準、アセット・アロケーションやオルタナティブ資産の戦略配分等も含まれるか。	今後、厚生年金保険法第136条の4第1項に規定する「運用の基本方針」についても、総資産額と同様に、厚生年金基金から運用受託機関に対して通知されるよう調整予定です。
208	信託業法施行規則第41条第2項第6号、兼営法施行規則第23条第2項第6号	信託業法施行規則案第41条第2項第6号(兼営法施行規則案第23条第2項第6号)で新設されている受託者による分散投資義務違反の通知の義務については、受託者は、厚生年金基金の総資産額を知ることに加え、厚生年金基金から厚生年金保険法第136条の4第1項に規定する「運用の基本方針」の交付を受ける必要があるが、現在、基本方針の受託者への交付は義務付けられておらず、厚生年金基金側からの「運用の基本方針」の交付義務を確保してほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
209	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	分散投資義務の目的は何か。仮に投資リスクの高いものに投資が集中することを避ける趣旨であれば、例えば、全ての資産を日本国債に投資することは、分散投資義務に違反しないとの理解でよい。	分散投資義務は、厚生労働省所管の法令において定められている義務であり、その目的、法的性質及び分散投資に係る客観的基準につきましてはコメントする立場にありません。 なお、分散投資義務に違反するおそれについては、各厚生年金基金の財政状況や負債特性、投資対象の性質等によっても左右されるものであり、一律に基準を示すことは困難ですが、例えば、基金から運用の基本方針と運用指針の提示を受けた際に両者に齟齬があることが確認された場合のほか、運用の基本方針において資産の全額をハイリスク商品に投資することとしているなど一見明白に基本方針の内容に疑義がある場合などに、運用受託機関から基金に通知を行うことが考えられます。
210	金商業等府令第130条第1項第12号	厚生年金基金令第39条の15第1項は、「基金は、年金給付等積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない」と規定しており、どのような方法が「特定の集中しない方法」いわゆる「分散投資」に当たるかについて、具体的に明示していない。他方で、金商業等府令第130条第1項第12号は、基金から運用委託を受けた金商業者が、当該基金が分散投資に努めていないおそれがあることを知った場合に、その旨を当該基金に通知することを義務付けている。法令等において、「分散投資」に係る客観的基準が示されていない中で、運用の委託者である基金が分散投資に努めているか否かについて、運用を受託した金商業者が判断することは極めて困難であるため「分散投資」に係る客観的基準を明示すべきである。	
211	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	本条項は、「分散投資義務に違反すると判断する基準が明定された後で、基金から、少なくとも厚生年金基金の運用全体の状況、当該基金の分散投資の基準について明示的に知らされた上で、分散投資義務に違反するおそれがあることを知った場合にその旨を基金に通知する」ことで要件を充たせることとしてほしい。	
212	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	厚生年金基金令第39条の15第1項は「基金は、年金給付等積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。」と規定しており、努力義務と考えられるが、どのような場合に「違反するおそれがある」のか明確にしてほしい。仮に、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう「努め」てもいない場合だけに限定されるのであれば、その趣旨を明確にしてほしい。該当規定が努力義務だとすると、違反する「おそれ」はかなり主観的で不明確なものであり、禁止行為としてはより明確にする必要がある。	
213	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	権利者により「分散投資」の定義は異なると考えられるため、一運用機関である投資一任業者が、権利者により「分散投資義務」が履行されているか否かを判断するのは困難であることから、権利者にとつての「分散投資」に係る事前の十分な説明に加えて、権利者における資産配分状況、各資産における採用運用機関数等の情報開示がなされる必要がある。また、仮に権利者がこれら情報を開示する場合には、開示情報は変更の都度、あるいは少なくとも年1回は投資一任業者に伝達される必要がある。 なお、厚生年金基金等の資産・負債構造の分析等を行い、厚生年金基金等に対して最適な資産配分及び運用機関・金融商品の推奨を行う年金コンサルタントが、より認識できる立場にあると考えられる。他方、投資一任業者については、一運用機関にすぎないため、年金コンサルタントに比べて、入手し得る情報量が極めて限られていることから、当該認識の可能性には限界がある。	
214	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	厚生年金基金の分散投資義務が履行されていないおそれを投資一任業者が認識した場合に、当該基金に対してその旨を通知するための適切な態勢整備の履行を求めているが、現行の法令では、厚生年金基金側の「分散投資義務」について不明確なため、明確化してほしい。また、投資一任業者に対して当該規制を新たに設けるのであれば、厚生年金基金令第39条の15第1項について、「努力義務」ではなく「義務化」するべき。	
215	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	分散投資の定義が法令等に明定されない場合、明らかに分散投資義務違反のおそれがあると判断できる場合以外は検査当局と見解が分れることになる。通知について、努力規定ではなく、禁止行為とするのであれば、法令等で基準を明確にするか、監督指針等で明確に示してほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
216	金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	厚生年金基金令第39条の15第1項は、「基金は、年金給付等積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない」と規定しており、当該規定は「努力規定」である。他方で、金商業等府令第130条第1項第12号において、金商業者における禁止行為として、厚生年金基金が分散投資による運用に努めていないおそれがあることを知った場合に、金商業者が当該基金にその旨を通知しないことを規定している。分散投資を行う主体である厚生年金基金に対する規定は、努力規定であり、一方、基金から運用委託を受けた金商業者に対しては、委託者である厚生年金基金が、分散投資に努めていないおそれがあることを知った場合に、当該基金にその旨を通知しないことが禁止行為となっており、法令としてバランスを欠いていると考えられる。従って、当該規定を禁止行為から除外し、監督指針において努力規定として定めるべきである。	投資運用業者が分散投資義務違反のおそれがあることを知った場合にその旨を厚生年金基金に通知しないことは、投資者保護上適当ではないと考えられます。
217	金商業等府令第130条第1項第12号	金商業等府令第130条第1項第12号の規定は、単に投資運用業者が投資一任契約の締結の勧誘を行っているに過ぎず(今後勧誘を行う可能性がある場合も含む)契約関係にない厚生年金基金や、投資一任契約の締結過程であってまだ締結に至っていない段階の厚生年金基金が分散投資努力義務に違反しているおそれがあることを直接又は間接的に知るに至った場合(そもそも「知った場合」とは、新聞や専門誌等の報道でたまたま知ったというような場合ではなく、そのような状況を投資運用業に関して知るに至った場合に限定されるとの理解でよい)、適用対象とはならず、投資一任契約の締結がなされ、またはなされることが確実になった段階(契約書面について合意がなされ、調印が行われるのみの段階になった場合等)において、初めて適用となるとの理解でよい。金商法第42条の2は、もともと投資一任契約に基づき当該業務を行っている場面での禁止行為を列挙したものであると認識しており、このような解釈で金融庁が想定している本規定の適用範囲等が正しいかどうか確認したい。	実際に投資運用業者が厚生年金基金と投資一任契約を締結した場合に適用されるものと考えられます。また、「規定に違反するおそれがあることを知った場合」については、その経緯を問わず適用されるものと考えられます。
218	金商業等府令第130条第1項第12号	本規定は投資一任契約締結後において継続的な確認作業を要求する趣旨と思うが、本条項の文言からは新規に投資一任契約を締結する際にも投資運用業者に確認等が求められるように解せる。この点について明確にしてほしい。	
219	金商業等府令第130条第1項第12号	通知を要する先の厚生年金基金は、一任業者の既存顧客のみであり、見込み客等は含まれないことを確認したい。	
220	金商業等府令第130条第1項第12号	金商業等府令第130条第1項第12号の規定について、厚生年金基金が分散投資努力義務に違反しているおそれがあることを直接又は間接的に知るに至った場合において、これを知ったにもかかわらず通知しないことが本規定における義務違反となるとの理解でよい。たとえば、そのような状況を確認できなかった場合や、通知が何らかの事情により遅れたに過ぎない場合には義務違反とはならないとの理解でよい。また、たとえば投資運用業者が当該努力義務違反を確認できなかった場合において、直接的に本規定違反に問われない場合であっても、金商法第42条に基づき金商業者等に対して課される忠実義務や善管注意義務に違反する場合がありますとすると、具体的にはどのような事情が斟酌されかかる義務違反となるか確認したい。	厚生年金基金が分散投資義務に違反するおそれがあることを知った場合において、その旨を合理的な期間内に通知しないことが本規定における義務違反となるものと考えられます。したがって、分散投資義務違反となるおそれを覚知できなかった場合には、規制違反とはなりません。忠実義務や善管注意義務に違反するか否かは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
221	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	厚生年金基金令第39条の15第1項は、「基金は、年金給付等積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない」と規定しており、どのような方法が「特定の運用方法に集中しない方法」いわゆる「分散投資」に当たるかについて、具体的に明示していない。こうした状況下、金商業等府令第130条第1項第12号、監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)①は、厚生年金基金から運用委託を受けた金商業者が、当該基金が分散投資に努めていないおそれがあることを知った場合に、その旨を当該基金に通知することを義務付けている。 法令等において、「分散投資」に係る客観的基準が示されていない中で、運用の委託者である厚生年金基金が、分散投資に努めているか否かについて、運用を受託した金商業者が判断することは極めて困難であり、これを前提とした場合、同監督指針案中の、金商業者から基金への「通知」、金商業者と基金との「運用指針の再検討等を行う協議」、金商業者における「当該基金との投資一任契約の解除の検討」は、実効性を伴ったものとはいえないと考えられる。従って、これらの態勢整備を金商業者に求めるのであれば、「分散投資」に係る客観的基準を明示すべきである。	分散投資義務に違反するおそれについては、各厚生年金基金の財政状況や負債特性、投資対象の性質等によっても左右されるものであり、一律に基準を示すことは困難ですが、例えば、基金から運用の基本方針と運用指針の提示を受けた際に両者に齟齬があることが確認された場合のほか、運用の基本方針において資産の全額をハイリスク商品に投資することとしているなど一見明白に基本方針の内容に疑義がある場合などに、運用受託機関から基金に通知を行うことが考えられます。 かかる視点により各業者が、厚生年金基金において分散投資義務違反のおそれがあると認識した場合には、通知を行う必要があります。
222	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	投資一任業者が、厚生年金基金に対して運用指針の変更の検討を求める協議等を行うのは、当該厚生年金基金の負う分散投資義務の履行につき、投資一任業者がサポートする趣旨であることを明確に記載してほしい(例えば、「明らかに分散投資義務が履行されていないことを認識した場合、当該厚生年金基金に対して～」、「当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを促す態勢を整備しているか。」等)。	投資一任業者が、顧客である厚生年金基金により、分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識して通知を行い、さらに、運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金に対して求める等、協議を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることが必要と考えられます。
223	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	「当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等」とあるが、「契約の解除」の文言は削除してほしい。	
224	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	分散投資義務を履行する主体は厚生年金基金であるため、「当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか」は、「当該厚生年金基金が分散投資義務を適切に履行することを促す態勢を整備しているか」が適切ではないか。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
225	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	「当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、例えば運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか」とあるが、その「協議」は当該厚生年金基金と行う必要があるとの理解でよい。この場合、金商業等府令案第130条第1項第12号は「通知」しか求めているにもかかわらず、法令の要求を超えた義務を監督指針で課すのは行き過ぎである。また、「当該協議を経てなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。」についても、法令の要求を超えているため、契約の解除まで求めることは行き過ぎである。	Ⅵ—2—2—5(4)①の本文中の「協議」とは、当該厚生年金基金との協議を指します。投資一任業者は、厚生年金基金が年金給付等積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、厚生年金基金がかかる義務を履行することを確保するために必要な方策を講じることが適切であると考えられます。なお、契約の解除を含めた検討は、分散投資義務の履行を確保するために必要な方策の例示であり、一律に契約の解除を求めるものではありません。
226	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	「…最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等…」とあるが、投資一任契約によっては、それに基づく投資対象について解約期間の制限があることから、一定期間当該投資一任契約の解除ができないものがある。そのような場合は、解除は「必要な方策」の選択肢としないことで差し支えないか。また、検討を行った結果、(解除は可能ではあるものの)合理的な理由をもって投資一任契約の解除を行わなかったとしても、単に解除を行わなかったという事実だけをもって不適当とされることはないとの理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「投資一任契約の解除を含めて検討を行う」とは例示であり、ご質問のように、投資一任契約について一定期間中途解約ができない場合や、投資一任契約の解除を行わない合理的な理由がある場合にまで、投資一任契約の解除を一律に求める趣旨ではありません。
227	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	金商業者が顧客の分散投資義務遵守違反を認識することは、厚生年金基金の純資産総額の情報だけでは非常に困難である。そもそも、分散投資義務は厚生年金基金の努力義務であり、それを厚生年金基金が遵守しているかどうかをチェックすることは個々の投資一任業者には非常に困難である。従って、「分散投資義務が履行されていないおそれを認識した場合」を「明らかに分散投資義務が履行されていないことを認識した場合」に変更してほしい。	投資一任業者が、顧客である厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれを認識していない場合には、通知等の措置を講じる必要はないと考えられますので、改正案を維持することが適当と考えられます。
228	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	厚生年金基金の資産運用に係る投資一任業務に関して、規制緩和前には基金が運用委託をする場合にあらかじめ監督官庁が審査を行い、事後においても投資一任契約の写しを提出させる等で管理していたが、今回、厚生年金基金に対する規制を強化するのであれば、厚生年金基金に係る諸法令においても分散投資義務違反について現行の努力規定ではなく、義務化することも金商法で業者に義務付けると同様に必要ではないか。努力規定であるなら「原則分散投資であるが合理的な理由があれば認められる」と厚生年金基金側で考える余地があると思われるが、その場合に業者側のみ「運用指針の見直しを求める、投資一任契約の解約を検討する」ことを規定するのは実効性が必ずしもあるとはいえないのではないかと。	厚生年金基金の分散投資義務については、厚生労働省において、厚生年金基金が分散投資を行わないことにつき合理的理由があり、当該合理的理由を運用の基本方針に定める等の措置を講じている場合には、分散投資義務違反にはならない旨示されているため(「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」について(通知)三(2)参照)、その場合は、投資一任業者が通知等の措置を講じる必要はないと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
229	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)①	監督指針(金商業者等)案において「分散投資義務」との用語が使用されているが、厚生年金基金令第39条の15第1項の規定においては、「努めなければならない」とされている。法令等においては、一定の行為を行う義務と努力義務は意図的に区別して使用されていると理解しており、ここでは「分散投資努力義務」とすべきではないかと考える。また、当該義務が履行されていないおそれがある場合とは、特定の運用方法に集中しないよう努めてもないおそれがある場合であると解される。分散の努力もしていないおそれはかなり抽象的かつ不明確であり、内容を明確にしてほしい。 上記のように、分散投資義務が努力義務であるとする、「分散投資努力義務に反するおそれが解消しない場合」は努力もしていない状態が解消しないことになるが、単に結果として分散していないだけでは努力していないとまではいえないと思われるため、どのように判断するのか。なお、分散投資義務が努力義務ではないとすれば、どのような状態であれば分散投資義務が果たされているといえるのか具体的な基準を明確にする必要があるものとする。	「分散投資義務」という表現は「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」等でも用いられているところであり、修正は不要と考えられます。 分散投資義務に違反するおそれについては、各厚生年金基金の財政状況や負債特性、投資対象の性質等によっても左右されるものであり、一律に基準を示すことは困難ですが、例えば、基金から運用の基本方針と運用指針の提示を受けた際に両者に齟齬があることが確認された場合のほか、運用の基本方針において資産の全額をハイリスク商品に投資することとしているなど一見明白に基本方針の内容に疑義がある場合などに、運用受託機関から基金に通知を行うことが考えられます。 かかる視点により各業者が、厚生年金基金において分散投資義務違反のおそれがあると認識した場合には、通知を行う必要があります。
230	監督指針(信託会社等)3—5—2	監督指針(信託会社等)案3—5—2に、厚生年金基金の分散投資義務違反が解消しない場合、厚生年金基金に対し運用方針の変更を求める、あるいは受託者辞任を検討する等の方策を講じることとされている。本指針は、「運用型信託会社」に対する留意点であり、同様の定めが監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)で投資一任業について定められていることから見ても、運用者が他にある年金特定信託の受託者としての信託会社に適用されるものではないという理解でよい。	ご指摘の記述については、信託会社における、監督指針(信託会社等)3—5—1(2)に規定する年金信託契約に基づく業務運営についての検証に当たっての留意点を示したものです。
231	監督指針(保険)Ⅱ—3—5—1—2(12)	「保険契約の解約を慫慂することを含めて検討する」とあるが、例えば、契約者への文書提示等により保険契約の解約手続きを促すことで、本規定への対応が出来ている、との理解でよい。	個別事例ごとに実態に即した適切な方法があると考えられますが、例示された文書提示による方法も有効なものであると考えられます。
232	監督指針(保険)Ⅱ—3—5—1—2(12)	「当該保険契約者が同項の規定を遵守することを確保するための必要な方策を講じているか」とは、保険契約者が分散投資義務を履行する結果を求めるものではない、との理解でよい。	ご理解のとおりです。
233	監督指針(保険)Ⅱ—3—5—1—2(12)	ここでいう「運用指針」とは、厚生年金基金規則第42条第4項に規定される「運用指針」を示すものの理解でよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
234	監督指針(保険)Ⅱ—3—5—1—2(12)	「これらの事情に照らして必要と認められる場合」とは、「分散投資義務の履行の観点から当該厚生年金基金に対して注意喚起が必要な場合」と理解してよい。	本規定は、厚生年金基金に分散投資義務が課せられている趣旨から規定するものであり、ご理解のとおりです。
▼個別指図の禁止			
235	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	今後、厚生年金基金が交付する運用指針に個別ファンド名が明示されないよう、厚生労働省を通じて年金基金に周知してほしい。 また、すでに年金基金が投資一任業者に交付した運用指針等に個別ファンド名が明示されている場合、厚生年金基金が当該運用指針を差し替えるには、厚生年金基金・投資一任業者双方に多大な事務負担が生じるため、それらについては、適用対象外としてほしい。	前段部分については、貴重なご意見として承ります。 後段部分については、改正前に差し入れられている運用指針等は、それに基づいて新たな運用指図が行われない限り、改正によって違法となるものではありません。
236	金商業等府令第130条第1項第13号等	「特定の取引」とは何を指すのか、明確にしてほしい。監督指針案では、本号に該当しない事例を挙げているのみで、禁止となる対象範囲が不明確である。	ご意見を踏まえ、金商業等府令の条文を「運用財産の運用として特定の金融商品を取得させることその他の特定の取引に関する指図を受けた場合において、これに応じること」と修正しました。 なお、本修正では、平成24年10月16日に当庁が運用受託機関に対して行政処分等を行った事案も勘案しております。
237	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	「特定の取引に関する指図」には、厚生年金基金からの資産配分の変更に関する指示は含まれないことを確認したい。現状、厚生年金基金による資産配分に関する指示が運用指針の提示等で行われていることから、資産配分に関する指示は厚生年金基金令第30条第3項に違反していないと考えられ、その点を確認・明確化したい。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。
238	金商業等府令第130条第1項第13号	「特定の取引に関する指図」とは、取引銘柄、取引価格や取引タイミングをすべて厚生年金基金側から指定し、一任業者側には投資判断が残らないような場合のみを指すとの理解でよい。 また、「特定の取引」という文言からは、他の条項に「特定」の内容を示す定義規定があるように読めるので、「個別の取引」に修正した方がよい。	取引銘柄、取引価格、取引タイミングのすべてを厚生年金基金が指定する場合に限らず、投資判断の一部を厚生年金基金が行う場合も「特定の取引に関する指図」に該当し得るものと考えられます。なお、「特定の取引に関する指図」については、ご意見を踏まえ、条文を明確化しました。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
239	金商業等府令第130条第1項第13号	例えば不祥事のあったような銘柄を売却するよう厚生年金基金側から「要請」があるような場合は、「特定の取引に関する指図」に該当しないとの理解でよい。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。ご質問のような、金融商品の価値等に関する投資判断とは異なる見地からの判断に基づく要請であれば、基本的には特定の取引に関する指図には該当しないものと考えられます。
240	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)③	契約締結前書面以外の書面(プレゼンテーション資料等)の場合についても、特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針である場合において、当該有価証券について記載し説明することは、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えてよい。この場合、「投資の対象とする方針」と記載しなければならないのか。即ち、確定的に投資することを記載することは問題か。仮に問題がある場合、その理由が、投資一任業者が当該有価証券に投資することを法的に拘束するからということであれば、例えば、「(投資一任業者は)特定の銘柄の対象有価証券に投資することができる」「特定の銘柄の対象有価証券に投資する可能性がある」「特定の銘柄の対象有価証券に投資予定である」のような記載であれば問題ないか確認したい。	一般論としては、投資判断を厚生年金基金が行うものではなく、顧客説明の充実の観点から特定の銘柄を記載している場合には、金商業等府令第130条第1項第13号に違反するものではないものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。
241	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)③	厚生年金基金からの要請に基づき以下の①～③の方法で資金化を行うことは、個別指図に該当しない旨を確認したい。 ①組み入れ比率に応じ、各投資信託の一部解約を行う。 ②厚生年金基金からの指示に基づき、特定の投資信託の解約を行う。 ③投資一任業者の判断により、特定の投資信託の解約を行う。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。
242	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)③	運用中に厚生年金基金からなされる運用資産の一部又は全部の現金化に係る指示は、「特定の取引に関する指図」に該当しないとの理解でよい。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。
243	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)VI—2—2—5(4)③	非自社系ファンドの個別名記載不可の場合、締結時書面を兼ねている契約書上、同書面に要求される手数料等を記載する際に、個別ファンド名とそれに対応する費用詳細を記載する方法に代え、組入れの可能性がある候補銘柄・予定している複数投資信託のうち、上限の費用のみを記載する、あるいは費用の種類のみを記載とせざるを得ないが、これらの記載で足りることを確認したい。	契約締結時交付書面と契約書を兼ねることは、法令上求められていません。その上で、投資一任契約の性質上、手数料等の額を記載することができない場合は、個別事例に即して実質的に判断されますが、ご指摘のような記載をすることも考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
244	金商業等府令第130条第1項第13号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	自社系ファンド以外のファンドを投資一任契約に基づいて運用される口座に組入れる場合、顧客向け説明用資料に当該ファンドの名称、運用手法・内容、過去のリスク・リターン等を記載し、顧客が当該ファンドについて、より理解を深められるよう配慮している。 こうしたファンドは、顧客である厚生年金基金等の目標とするリターン、許容可能リスク等を十分に勘案したうえで選別されており、厚生年金基金において、当該ファンドの説明は、資料に基づき、資産運用委員会、理事会、代議員会で行われる。 こうしたプロセスを経て、投資一任契約を締結するに至った場合、当該ファンド名は、いわゆる「個別指図」としてではなく、顧客である年金基金等と投資一任業者との合意事項として、投資一任契約締結に係る書面に記載される。 「個別指図」が否かについては、形式によるのではなく、いかなるプロセスを経て特定の銘柄の有価証券が投資対象とされたかを判断基準とすべきであり、本規定によれば、契約締結前書面に投資の候補として特定の銘柄の有価証券を記載することは可能とされているが、上述した実務プロセスにより、顧客向け説明用資料、契約締結時書面、投資一任契約書においても、同様の記載が可能であることを明記してほしい。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。顧客向け説明資料、契約締結時交付書面等において顧客説明の充実の観点からファンド名を記載する場合は、金商業等府令第130条第1項第13号に違反するものではないと考えられますが、投資一任契約書にファンド名が記載され、そのファンドを組み入れることが厚生年金基金との合意内容となり業者を拘束するようなものとなれば、厚生年金基金において投資判断を行うものとなり、本号違反となると考えられます。
245	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	「個別指図」のうち、「特定の銘柄の処分に関する指図」は、金商業等府令第130条第1項第13号に反しない旨、追記してほしい。社会的責任を伴う不祥事を起こした企業の株式について、厚生年金基金等の顧客が、その受託者責任に基づき、投資一任契約を締結している投資一任業者に対して、当該銘柄につき売却の指図を行った場合に、投資一任業者が、当該指図を拒絶することは困難である。	特定の銘柄の処分に関する指図に該当するか否かは、個別事例に即して実質的に判断される必要がありますが、一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられます。ご質問のような、金融商品の価値等に関する投資判断とは異なる見地からの判断に基づく要請であれば、基本的には特定の取引に関する指図には該当しないものと考えられます。
246	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	契約締結前書面に限らず、投資一任契約の勧誘等を行う際に、投資一任業者が作成し基金に提示するプレゼンテーション資料等に契約締結後に、当該契約に基づく投資の対象とする候補として特定の銘柄の有価証券を記載し、当該有価証券について説明を行うことは金商業等府令第130条第1項第13号に反しないとの理解でよい。	一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。プレゼンテーション資料等において顧客説明の充実の観点から特定の銘柄の有価証券を記載する場合は、金商業等府令第130条第1項第13号に違反するものではないと考えられます。
247	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	金商業等府令第130条第1項第13号に反しない行為として「投資一任業者の自社系ファンドの取得等に関する指図(運用指針や契約書等に明記する場合を含む。)」とあるが、そもそもここで自社系ファンドと自社系以外のファンドを区別している根拠は何か。	厚生年金基金が、投資一任業者の自社系ファンドを指定して取得等の指図を行う場合、金融商品の価値等に関する投資判断は、投資一任業者又はそのグループ会社が当該ファンドの投資運用において行うこととなり、厚生年金基金が行うものではないことから、投資一任業者が当該指図に応じることは、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えられます。 一方、厚生年金基金が自社系以外のファンドを指定して取得等の指図を行う場合、厚生年金基金が、金融商品の価値等に関する投資判断を行っていることから、投資一任業者が当該指図に応じることとは、基本的に、金商業等府令第130条第1項第13号に反すると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
248	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	金商業等府令案第130条第1項第13号に反しない行為として「(i)投資一任業者の自社系ファンドの取得等に関する指図(運用指針や契約書等に明記する場合を含む。)」とあり、「自社系ファンドの取得等に関する指図」には運用指針や契約書等に明記する場合を含めているが、逆に自社系ファンド以外のファンドについて、運用指針や契約書等に明記した場合、金商業等府令案第130条第1項第13号に反するというのか。仮にその理解だとすると、契約締結前交付書面は、自社系ファンド、自社系以外のファンドに関わらず、対象有価証券の名称等は記載事項となっているが、運用指針や契約書等につき自社系ファンドと自社系以外のファンドを区別する理由を確認したい。	厚生年金基金が自社系以外のファンドを指定して取得等の指図を行う場合、厚生年金基金が金融商品の価値等に関する投資判断を行っていると考えられることから、投資一任業者が当該指図に応じることは、基本的に、金商業等府令第130条第1項第13号に反すると考えられます。そして、運用の基本方針、運用指針や契約書等に自社系以外のファンドの取得に関して記載がなされ、そのファンドを組み入れることが厚生年金基金との合意内容となり業者を拘束するようなものとなれば、個別指図に該当するものと考えられます。一方、厚生年金基金が投資一任業者の自社系ファンドを指定して取得等の指図を行う場合、金融商品の価値等に関する投資判断は、投資一任業者又はそのグループ会社が当該ファンドの投資運用において行うこととなり、厚生年金基金が行うものではないことから、投資一任業者が当該指図に応じることは、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えられます。 投資一任業者によるファンドの名称等を記載した契約締結前交付書面の交付は、投資一任業者が厚生年金基金に対し、投資対象となるファンド等を説明するために交付するものであり、厚生年金基金の金融商品の価値等に関する投資判断に基づく指図には当たらないため、当該ファンドが自社系か否かを問わず、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えられます。
249	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢を整備」とあるが、今回の改正により、契約締結前交付書面に組入れ予定ファンドの名称等の情報を記載することとした趣旨は、厚生年金基金が契約を締結する前に、投資一任業者が契約締結前交付書面を用いて、厚生年金基金に組入れ予定ファンドの説明を適切に行い、顧客がより一層理解することを促すため、という理解でよい。また、その目的であれば、契約締結前交付書面を交付する前の顧客向け説明資料に、組入れ予定ファンドの情報を記載しても、それは顧客の理解をより一層早い段階で促すためであり、ここでいう「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明」には該当せず、また投資一任業者が第一種(または第二種)金融商品取引業の登録をしていなくとも、違反とはならないという整理でよい。	投資一任契約の締結により発生するリスクを十分に説明するという観点から、金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項を契約締結前交付書面の記載事項としています。 また、投資一任契約の締結により発生するリスクを十分に説明するために契約締結前交付書面を交付する前の顧客向け説明資料に、組入れ予定のファンドに関し記載し、説明を行うことは、基本的には「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明」に該当せず、また、直ちに第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当するものではありません。ただし、実質的に個別商品の販売勧誘を行う場合には、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。
250	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢を整備」については、自社系ファンドの場合と自社系以外のファンドの場合と分けずに同じ態勢が求められているという理解でよい。	厚生年金基金が投資一任業者の自社系ファンドを指定して取得等の指図を行う場合、金融商品の価値等に関する投資判断は、投資一任業者又はそのグループ会社が当該ファンドの投資運用において行うこととなり、厚生年金基金が行うものではないことから、個別指図に該当せず、投資一任業者がこれに応じることは、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えられます。 そのため、「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢を整備」に関しても、自社系ファンドの取得等に関する指図は、当該「個別指図」に含まれないものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
251	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	自社系ファンドについては個別指図に当たらないことが明記(監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)③)されている。ついては、自社系ファンド以外の投信(ファンド)等を投資一任契約に組み入れる際に、どういう手続をとれば、個別指図を促すような商品勧誘または説明にあらず、また厚生年金基金からの個別指図(金商業等府令第130条第1項第13号に規定する禁止行為)にあたらなにか確認したい。自社系以外の対象有価証券を組み入れる際、例えば以下のような例は個別指図に該当しないか確認したい。 (例) 予めプレゼンテーション資料等を用いた提案を行い、金商業等府令第96条第2項の定めに従い、特定の対象有価証券が投資対象であることおよびこれらの有価証券の投資比率等を契約締結前書面に記載、交付し、投資一任の権限で投資対象への申し込みを行う。また、追加購入の場合には、厚生年金基金に改めて提案を行い、投資一任の権限として当該有価証券への申し込みを行う。投資一任契約書の「運用に関する特別な指定事項」には、「契約締結前書面記載の通り」とする。	厚生年金基金による個別指図に該当するか否かに関し、個別事例については、実態に即して実質的に判断することとなります。一般論としては厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられます。投資一任契約書にファンド名が記載され、そのファンドを組み入れることが厚生年金基金との合意内容となり業者を拘束するようなものとなれば、厚生年金基金において投資判断を行うものとなり、個別指図に該当するものと考えられます。 また、厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明であるか否かに関しても、厚生年金基金による金融商品の価値等に関する投資判断を促すものであるといえるかどうかを見て、実態に即して判断されることになります。 なお、投資一任業者が、顧客説明の充実の観点から、契約締結前交付書面以外のプレゼンテーション資料等に組入れ予定のファンドに関し記載することは、基本的には、厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明に該当しないと考えられます。
252	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	勧誘の主体が「投資一任業者」である場合には、第一種金融商品取引業(有価証券の種類によっては第二種金融商品取引業)の登録を得ていない限り、そもそも個別商品の勧誘は行えないはずであるから、当然のことを注意的に規定することとなり、意味があるか疑問である。勧誘の主体が「他の金融商品取引業者等」である場合には、同じ金商業者である投資一任業者が、他の金商業者等の行為を監督するような構造となり、違和感がある。 ゲートキーパー的な運用を行っている投資一任業者は、投資するファンドの発掘、当該ファンドのデューデリジェンス、組入れのタイミング、組入れ後のモニタリング、運用内容・結果の提供等を行うことにより、顧客から対価を得ており、このようなビジネスモデル自体は、年金の運用においても、認められるべきであると考ええる。このようなビジネスモデルの場合、顧客への投資一任契約の締結の勧誘の際、組入れファンドの投資一任業者を帯同する方が、運用内容、リスクの内容等必要な情報をより迅速・正確・詳細に顧客に提供することができるため、望ましい場合が多い。しかしながら、このような規定が制定されると、「勧誘」の定義が不明確であることなどから、投資一任業者の帯同自体を制限させることにもなりかねず、顧客に対する情報提供の質・量ともに低下することが懸念される。	本規定は、投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である厚生年金基金を訪問する際、投資一任業者及び帯同された金融商品取引業を行う者が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、厚生年金基金の個別指図を促すような説明等を行わないよう、投資一任業者に適切な態勢の整備を求めるものであり、投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して厚生年金基金を訪問すること自体を制限する趣旨ではありません。
253	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	説明を行う対象が親法人等、子法人等または関係外国法人等の設定・運用するファンドである場合、当該関係法人との利益相反行為防止のため、厚生年金基金に対して開示のうえ同意を求めることが適切と考えられる。このような同意の取得は、個別指図を促すものではないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
254	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	投資一任業者に帯同する金商業者が当該金商業者の組成する商品等の説明を行う場合、実質的に商品等の勧誘となり、厚生年金基金の個別指図を促す(投資判断を迫る)ものでなければよいと理解してよい。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
255	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	投資一任業者が運用成績の説明等のため帯同する者は、国内の金融商品取引業のみならず、運用の再委託や外国籍の対象有価証券の設定・運用に関与する、外国証券業者や外国において投資運用業を行う者が含まれるため、投資一任業者が運用成績の説明等のため帯同する者を「金融商品取引業を行う者」から「金融商品取引業等を行う者」としてほしい。	外国において証券業や投資運用業等の金融商品取引業を行う者も「金融商品取引業を行う者」に含まれると考えられるため、改正案を維持することが適当と考えられます。
256	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	当社(投資運用業)は、国内外の優れた運用会社を選定し提携関係を結んだ上で、顧客の運用ニーズに適した戦略を検討し案内している。具体的な運用戦略の説明に当たっては、より明確な説明をするために提携先の運用者を帯同して顧客を訪問している。結果として投資一任契約の成約に至った場合、一任契約に基づく投資対象が当該運用会社の外国投資信託等となる場合が多く、運用戦略の説明に当たって主に提携先の運用者と帯同してお客様を訪問し、その戦略の説明を行うことは顧客に戦略を理解してもらうために必要なことであり、当社が投資一任契約をいただくプロセスにとって必須のものであるが、そのビジネスモデルが監督指針で想定されている行為にはあたらないということを明確にしてほしい。	本規定は、投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である厚生年金基金を訪問する際、投資一任業者及び帯同された金融商品取引業を行う者が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、厚生年金基金の個別指図を促すような説明等を行わないよう、投資一任業者に適切な態勢の整備を求めるものであり、投資一任業者が、運用成績や運用戦略の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して厚生年金基金を訪問すること自体を制限する趣旨ではありません。
257	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	厚生年金基金に対して投資一任契約の締結に係る勧誘を行うに当たり、特定の銘柄を投資対象とする戦略を採用することを前提として当該銘柄の商品内容等の説明を行うことが実務上よく行われていると認識している。このような投資対象たる銘柄についての説明を行う場合、運用会社が当該厚生年金基金の規模、資産構成等を把握した上、当該銘柄の特性、投資金額等を勘案して、当該厚生年金基金に対する適合性を見極めた上で、適合性に問題ないと判断したときにのみ当該銘柄に対する投資実行を行うこととしているのであれば、金商業等府令第130条第1項第13号に違反せず、また当該説明は『厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明』には該当しないとの認識で問題ないか(年金基金が投資対象の銘柄の選定につき事実上関与することになるが、最終判断は運用会社が行うこととなる)。	厚生年金基金による個別指図に該当するか否かに関し、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要がありますが、一般論としては厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられます。また、厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明であるか否かに関しても、厚生年金基金による金融商品の価値等に関する投資判断を促すものであるといえるかどうかを見て、実態に即して実質的に判断される必要があります。なお、投資一任業者が、顧客説明の充実の観点から、組入れ予定のファンドに関し説明することは、基本的には、厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明に該当しないと考えられます。
258	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)④	監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)④において、「投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である厚生年金基金を説明する際」の適切な態勢整備が規定されているが、厚生年金基金の一任契約口座にて投資している「自社系ファンド」の運用を担当する海外関係会社の役職員を帯同する際、当該役職員が自社系の個別ファンドについて詳細な説明を行うことが禁止されているわけではないという理解でよい。	厚生年金基金による投資一任業者の自社系ファンドを指定して取得等の指図を行う場合、金融商品の価値等に関する投資判断は、投資一任業者又はそのグループ会社が当該ファンドの投資運用において行うこととなり、厚生年金基金が行うものではないことから、投資一任業者が当該指図に応じることは、金商業等府令第130条第1項第13号に反しないと考えられます。そのため、「厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢を整備」に関しても、自社系ファンドの取得等に関する指図は、当該「個別指図」に含まれないものと考えられます。したがって、自社系ファンドの運用を担当する海外関係会社の役職員を帯同して顧客である厚生年金基金を訪問する際、当該役職員が当該ファンドについて詳細な説明を行うことは禁止されていません。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
259	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)③	契約締結前交付書面以外の広告資料に特定の銘柄の有価証券を記載し説明した場合、「個別指図を促すような商品勧誘や説明」を行ったことに当たるか。また、投資対象候補となる複数の銘柄の有価証券を記載した場合はどうか。	厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明であるか否かに関しては、厚生年金基金による金融商品の価値等に関する投資判断を促すものであるといえるかどうかを見て、実態に即して実質的に判断されることになります。 なお、投資一任業者が、顧客説明の充実の観点から、契約締結前交付書面以外の資料等に投資対象候補となる有価証券について記載することは、基本的には、厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明に該当しないと考えられます。
260	監督指針(信託会社等)3—5—2	監督指針(信託会社等)案3—5—2に、厚生年金基金において、信託財産の運用に関して運用方法の特定があった場合に应じない措置、または運用を特定するような勧誘・説明を禁じる措置が記載されている。 この点は監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)でも投資一任業についてのものとして同様の記載があるが、当該指針では加えて「なお書き」で金商業等府令第130条第1項第13号に反しない行為が定められている。この投資一任業に対して挙げられている「反しない行為」については、運用型信託会社についても、同様に適用されるという理解でよい。	ご指摘の監督指針(金商業者等)における投資一任業についての記述の趣旨と同様、一般論としては、厚生年金基金において金融商品の価値等に関する投資判断を行うものにあたるかどうかによるものと考えられ、個別事例については、実態に即して実質的に判断される必要があります。
▼断定的判断の提供の禁止			
261	金商業等府令第130条第1項第14号、監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)⑤	金商法第38条第2号及び金融商品の販売等に関する法律第4条に定める勧誘時における断定的判断の提供等の禁止を、運用状況報告時にも適用するもの、との理解でよい。	ご理解のとおりです。
262	金商業等府令第130条第1項第14号	「不確実な事項について」を例えば、「将来の事象に関する不確実な事項」とか「将来の不確実な事項」といったように修正することは可能か。	本規定は、将来の不確実な事項に関し適用されるものと考えております。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼その他			
263	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)(注)	「リスク説明等を行ったことのみ」とあえて特定した形となっている趣旨を確認したい。	投資一任業者が、顧客である厚生年金基金に対し、リスク説明等を行ったことのみをもって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことを注意的に規定したものです。
264	監督指針(金商業者等)Ⅵ—2—2—5(4)(注)	平成24年10月16日に、金融庁及び関東財務局が、投資一任業者2社に対し、「投資一任契約に係る善管注意義務違反」で行政処分を行ったところである。 「監督指針(金商業者等)案Ⅵ—2—2—5(4)(注)」において、「投資一任業者は、顧客である厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるものではないことに留意するものとする」とあるが、投資一任業者として、年金基金等の顧客に対して必要なリスク説明等を行うことに加えて、具体的に何を行えば、善管注意義務違反を問われないか。 現行において、善管注意義務の定義は必ずしも明確ではなく、上述した善管注意義務違反による行政処分が行われたことにより、投資一任業者の実務の現場では、その活動が委縮することが懸念される。	善管注意義務を尽くしたかどうかの判断は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご意見を踏まえ、投資一任業者等の運用受託機関が善管注意義務等を果たすために必要な態勢整備の例示として、ファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及びモニタリングを行う際の態勢整備にかかる留意点を追加いたします。
●事業報告書の記載事項の拡充			
▼金商業等府令別紙様式第12号1(19)②			
265	金商業等府令別紙様式第12号1(19)②	「監査の内容」の欄には結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載することとされているが、必ずしも全ての指摘事項を記載しなければならないのではなく、重大なもののみ簡潔に記載すればよいとの理解でよいか。	「監査の内容」については、結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載することとされていることから、監査の内容を全て記載する必要はありませんが、重大なもののみ簡潔に記載するだけでは足りないと考えられます。
266	金商業等府令別紙様式第12号1(19)②	「外部監査」には「業務監査」は含まれず、財務諸表監査のみ記載すれば足りるとの理解でよいか。また、「外部監査」に「業務監査」が含まれる場合、「監査の内容」欄には重大なもののみ簡潔に記載すればよいとの理解でよいか。	「投資運用業を行う者に係る外部監査の状況」は、財務諸表監査についてのみ記載を求めるものであり、いわゆる業務監査について記載を求めるものではありません。
267	金商業等府令別紙様式第12号1(19)②	「投資運用業を行う者に係る外部監査の状況」の欄のうち、「財務諸表監査」について、欄が二行あるが不要ではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼金商業等府令別紙様式第12号1(19)③			
268	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	外国籍ファンド等の「公募」・「私募」の別は、日本国内における「公募」・「私募」の分類との理解でよい。それとも海外における分類か。	金商法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」及び同条第4項に規定する「有価証券の売出し」が行われる有価証券については「公募」の欄に、同条第3項に規定する「有価証券の私募」等が行われる有価証券については「私募」の欄に記載すべきと考えられます。
269	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	「財務諸表監査が実施されているファンド数」については、報告対象期間においてファンド監査が実施されていない場合であっても、その後ファンド監査が実施される予定が明確なものについては、計上してもよい。	事業報告書提出時点において、当該ファンド資産について、法定の監査が義務付けられているものや契約等によりファンド資産について財務諸表監査を受けることが確実となっているファンドについては、「財務諸表監査が実施されているファンド数」に含めてよいと考えられます。 ただし、事業報告書提出後、当該ファンド資産について監査が実施されないこととなった場合、遅滞なく事業報告書を訂正し、当局に報告する等の対応を行う必要があります。
270	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	(注意事項)2の「当該外部監査が法定のものであるファンド資産」には金商業等府令第130条第1項第15号ロに基づく「ファンド監査」も含まれるか。	1(19)③イに関しては、金商業等府令第130条第1項第15号ロに基づくファンド監査も、「法定監査」に含まれると考えられます。一方、1(19)③ロ及び同ハに関しては、同号は投資一任契約に係る業務に関する行為規制であり、投資信託等に関する運用に係る業務や金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務に関する行為規制ではないため、金商業等府令第130条第1項第15号ロに基づくファンド監査は、「法定監査」に含まれないものと考えられます。
271	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	(注意事項)3の「ファンド資産の総数」とは、ファンドの本数の合計を指すとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
272	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	(注意事項)5の「投資元及び投資先のファンド資産」の「投資元」は、「イ 投資一任契約に係る業務におけるファンド監査の状況」中の「投資先ファンド数」を意味するとの理解でよい。	「投資先ファンド数」に計上する投資先ファンドは、注意事項の「投資元」及び「投資先」のいずれにもなり得ると考えられます。すなわち、投資一任業者が、権利者の財産の全部又は一部をあるファンド資産(投資元)に投資し、同投資一任業者が、同ファンド資産の運用について投資一任を受けて、同ファンド資産の全部を別のファンド資産(投資先)に投資している場合、いずれのファンド資産も、「投資先ファンド数」に計上すべきものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
273	金商業等府令別紙様式第12号1(19)③	(注意事項)5に関して、例えば、運用財産の90%以上を別のファンドに投資し、それ以外は全て余裕金のコールローン運用を行う国内私募投資信託において、投資先である別のファンドについて外部監査が実施されているケースでは、投資元である国内私募投資信託についても実質的に外部監査が実施されているものとみなすことができるとの理解でよいのか。 また、この場合において、当該投資元である国内私募投資信託に関し、金商業等府令第130条第1項第15号口に定めるファンド監査が行われているという理解でよいのか。	「実質的に外部監査が実施されていると評価できる」場合に該当するかについては実態に即して判断する必要がありますが、ご質問の事例においては、別のファンドへの投資が運用方針等において明確となっており、実際の運用においても運用方針等に基づき運用が行われている場合には、(注意事項)5により、投資元の国内私募投資信託についても、実質的に外部監査が実施されていると評価できる場合に該当し、「財務諸表監査が実施されているファンド数」に計上できると考えられます。 もっとも、本注意事項は、事業報告書の1(19)③の記載についてのみ適用されるものであり、金商業等府令第130条第1項第15号口に関するものではないため、ご質問の事例における投資元の国内私募投資信託は、金商業等府令第130条第1項第15号口に規定する「当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産に係るファンド監査が行われること」の要件を満たさないものと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(19)④			
274	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	「投資運用部門収益」には、投資一任契約に基づき、運用を行うことによって得る収益（運用受託報酬）のみが含まれ、マーケティング等の営業活動を行うことによって得る収益（投資運用は海外のグループ会社が行うような場合）は含まれないとの理解でよいのか。	「投資運用部門収益」には、金商法第28条第4項に規定する投資運用業及びこれに付随する業務に係る収益が含まれ、ご質問のようなマーケティング等の営業活動による収益も「投資運用部門収益」に該当する場合がありますと考えられます。なお、「投資運用部門収益」に該当するかに関しては、各業者において適切に判断されるべきものと考えられます。
275	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	投資一任業による運用受託報酬は、投資運用活動による収益とマーケティング等の営業活動等による収益に区分されると認識しているが、「投資運用部門収益」には、これらのうち投資運用活動による収益のみが含まれるとの理解でよいのか。また、これらの収益を区分する基準は、各社で定める基準に則って行えば足りるとの理解でよいのか。	
276	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	不動産私募ファンドに関し、組織上、投資運用部門と投資助言部門が明確に分かれていない投資運用会社もある。このような投資運用会社が、顧客であるSPCと締結した契約に、投資一任契約と投資顧問契約が混在している場合、「投資運用部門収益」に該当するかどうかは、当該対価が投資一任契約によるかどうかで判断するとの理解でよいのか。	「投資運用部門収益」の欄には、金商法第28条第4項に規定する投資運用業及びこれに付随する業務に係る収益を記載すべきであり、投資一任契約に係る収益はこれに含まれますが、投資顧問契約に係る収益は含まれないと考えられます。 また、「1(19)④ 主要な経営指標等の推移」は、直近3年の主要な経営指標等の推移を捕捉し、投資運用業者の実態把握を強化する趣旨で追加したものです。
277	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	「投資運用部門収益」とは、投資運用業務を行ったことによる収益を指し、投資助言報酬を除く額を記載することによりよいのか。 また、事業報告書に財務諸表が含まれているにもかかわらず、当該項目が追加された目的を確認したい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
278	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	「運用財産総額合計」について、不動産私募ファンドの場合、「運用財産」(金商業等府令第1条第3項第25号、金商法第35条第1項第15号)とは、顧客であるSPCとの投資一任契約に基づき、投資運用会社(AM会社)が投資判断を一任されている有価証券(不動産信託受益権、匿名組合出資持分等)のみを指し、SPCが保有する現物不動産、FF&E(家具、什器及び備品)や現預金は含まれないとの理解でよい。	「運用財産総額合計」の欄には、投資運用業を行う金商業者等が権利者のため運用を行っている財産、すなわち、投資一任契約の相手方のために運用している財産や投資信託の受益証券を有する権利者のために運用している財産等の総額を記載すべきと考えられます。 したがって、ご質問のような投資運用業者との投資一任契約に基づくものではなく、SPCが独自に保有する財産は「運用財産総額合計」に含まれないと考えます。
279	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	「運用財産総額合計」について、SPCの保有する現預金のうち、次のようなものは、「運用財産」に含まれないことを確認したい。 ・SPC自身の維持費用(例:監査費用、役員報酬、委託報酬等)として保管されている現預金 ・信託不動産の修繕等の積立金として、信託契約に基づき設定された信託口座にある預金	
280	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	投資運用業者が、委託会社として受領する委託者報酬には、販売会社へ支払うべき代行手数料や運用再委託先等へ支払う投資顧問料が含まれる場合があるが、「委託者報酬」には、委託会社として実質的に収受した又は将来収受する予定の金額を記載するとの理解でよい。	「委託者報酬及び運用受託報酬」の欄には、損益計算書に計上される「委託者報酬」及び「運用受託報酬」に応じた額を記載すべきと考えられます。ご質問のような委託者報酬又は運用受託報酬から販売会社に支払われる代行手数料等は「委託者報酬」に含まれるものと考えられます。
281	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	(注意事項)1において、「投資一任契約に係る業務に関して、期末における数値を記載すること」とあるが、当該事業年度の決算日時点の投資一任契約件数を記載するとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
282	金商業等府令別紙様式第12号1(19)④	(注意事項)2の「年金基金」は、厚生年金基金のみを指すのか、国民年金基金や企業年金基金も含むのか明確にしてほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正し明確化いたします。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)①			
283	金商業等府令別紙様式第12号1(20)①	「契約件数等」について、いわゆる「非適格年金」は、「その他」に区分してよい。	ご質問の「非適格年金」の意義が必ずしも明らかではありませんが、(注意事項)1の「公的年金」又は「私的年金」の定義に該当しない場合は、「その他」の欄に区分すべきと考えられます。
284	金商業等府令別紙様式第12号1(20)①	(注意事項)1の「私的年金」には「規約型企業年金」が含まれていないが、含めるべきではないか。	ご意見を踏まえ、「私的年金」の定義を修正いたします。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)②			
285	金商業等府令別紙様式第12号1(20)②、(21)④、(22)②	有価証券の種類ごと、デリバティブ取引の種類ごとに発注先(発注先ごとの発注実績)を記載するよう改正案が策定されているが、 発注先(発注先ごとの発注実績)の記載自体を不要とするか、又は、事業報告書への記載事項と公衆の縦覧に供しなければならない説明書類の記載事項を別に定め、事業報告書においてのみ発注先(発注先ごとの発注実績)の記載を行うように変更してほしい。 仮に、発注先(発注先ごとの発注実績)を公衆の縦覧に供しなければならない説明書類(事業報告書)の記載事項とする場合には、有価証券の種類ごと又はデリバティブ取引の種類ごとに発注先(発注先ごとの発注実績)を記載するのではなく、運用に係る業務ごとに有価証券の売買及びデリバティブ取引を合計した取引額で発注先(発注実績)を記載するよう規定を変更してほしい。	ご意見を踏まえ、権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について、金融商品取引行為の相手方(発注先)を記載するよう規定を修正いたします。
286	金商業等府令別紙様式第12号1(20)②ハ	「発注先」の「商号、名称又は氏名」に関して、海外のブローカーに発注する場合、当該ブローカーのグループ会社内にある複数の法人が取引に関与することがあるが、この場合には、直接の発注先となるブローカーの正式な(登記上等の)法人名でなくてもよい。	「発注先」の記載については、権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について、金融商品取引行為の相手方(発注先)を記載するよう規定を修正いたします。 したがって、ご質問のような場合には、金融商品取引行為の相手方(発注先)となった者を記載する必要があり、また、当該相手方(発注先)が法人の場合には、原則として登記されている商号又は名称を記載すべきと考えられます。
287	金商業等府令別紙様式第12号1(20)②ハ	「発注先」に関し、金商業者が権利者のためにファンド持分の購入を行う際、金商業者において(事実行為としての)発注は行わず、受託銀行に対する発注の指図だけを行い、その指図を受けた受託銀行がファンドの管理会社等実際の(法律行為としての)発注を行う場合は、受託銀行又は発注先となるファンドの管理会社等のいずれを「発注先」に記載すればよい。	「相手方」の欄(発注先)には、運用財産の運用として行われる金融商品取引行為の相手方となる者(ご質問の場合には、運用の指図を受ける受託銀行ではなく、発注先となるファンドの管理会社等)を記載すべきと考えられます。
288	金商業等府令別紙様式第12号1(20)②ハ	「発注先」に関して、日本の法人又は支店に対して発注を行うが、取引のブックや取引口座は海外にあるような場合、どのように記載すべきか。	基本的には、直接の発注先を記載すべきものと考えられます。したがって、ご質問のように、日本の法人又は支店に発注する場合には、海外にブック等されている場合であっても、直接の発注先である日本の法人又は支店を記載すべきものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
289	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)②ハ	投資一任契約における受益証券の買付けに係る運用指図において、当該受益証券の販売会社(証券会社)が介在しない場合には、指図書に基づき国内受託銀行が海外アドミニストレーターへ買付申込書を送付することで投資が完結する。よって発注行為は行われず、売買も発生しない。この場合、売買高及び発注先はともにゼロと認識し報告対象外とすべきか。あるいは、売買・発注類似行為と認識し、当該受益証券のアドミニストレーター等に対する発注として報告すべきか。	ご質問のように、特定の海外のアドミニストレーターに対し受益証券の買付申込書が送付される場合においては、当該アドミニストレーターを相手方(発注先)とする金融商品取引行為として計上すべきと考えられます。
290	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)②ハ	投資運用会社が、不動産信託受益権を運用資産とする投資一任契約、あるいは現物不動産を運用資産とする投資運用委託契約をSPCと締結し、かつ、SPCからデリバティブ取引に関する権限についても一任を受けている場合、SPCが融資を受ける際に締結する金利キャップ等のデリバティブ取引は、投資運用会社が行う投資運用業務に含まれるものとして、記載する必要があるとの理解でよいのか。	ご質問のようなデリバティブ取引に係る取引高も「店頭デリバティブ取引高」に計上すべきと考えられます。
291	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)②ハ	SPCを利用した不動産私募ファンドに関し、投資一任契約の顧客である当該SPCが銀行等から融資を調達する際、実務上、金利キャップ等のデリバティブ取引を締結する場合があるが、貸付人等と対等な関係になく、当該デリバティブ取引の条件を交渉できない場合が想定される。この場合、投資運用会社が顧客(当該SPC)のデリバティブ取引の相手方(貸付人等)の同意を求めることなく、その名称等を事業報告書に記載することや、デリバティブ取引の相手方(貸付人等)が開示を同意しなかったにもかかわらずその名称等を事業報告書に記載することがあり得るが、かかる場合、投資運用会社は、行政機関から何らかの義務違反を問われることはないとの理解でよいのか。	権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について金融商品取引行為の相手方(発注先)を記載するよう、規定を修正いたしましたので、デリバティブ取引高ごとに相手方(発注先)を記載する必要はありません。
292	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)②ハ	改正案において、「関係会社」は金商業等府令第177条第6項に規定する関係者をいうと定義されており、金商法上の「親法人等、子法人等、その他関係会社」や、投資信託の運用報告書における利害関係のある関係会社と定義が若干異なるが、報告資料間での平仄をとることは可能か。別の定義・範疇での開示を複層的に行うのは利用者の混乱の原因となる恐れがある。	ご意見を踏まえ、「関係会社」の定義を「親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等」に修正いたします。
293	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)②ハ	「その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する」とあるが、ここにおける「取引額」・「取引総額」は、当該金商業者が締結している全ての投資一任契約(金商法第2条第8項第12号ロに定める契約)に係るものを、それぞれ合算したものについて「百分の十以上」を判定すればよいのか(つまり、個別の投資一任契約ごとの比率は考えない。))。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
294	金商業等府令別紙様式第12号1(20)②ハ	「発注先」を記載する場合の注意事項において、「その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する」とあるが、ここにおける「取引額」・「取引総額」は、いわゆる「キャピタル・コール」があるファンドに係る取引の場合、当初の出資契約時の出資総額のみを認識すればよく、個別の「キャピタル・コール」に応じるための実際の出資は認識しないとの理解でよい。	「取引額」及び「取引総額」の算定に当たっては、運用財産の運用として実際に行われた金融商品取引行為に係る取引額を基準とすべきと考えられます。ご質問のいわゆるキャピタル・コールのケースにおいては、コール(資金払込要求)を受けた金商業者等が出資行為等を行った時点で取引額として認識すべきと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)④			
295	金商業等府令別紙様式第12号1(20)④	「関係会社」の定義は何か。また、関係会社が発行・設定する有価証券ではないものの、関係会社が運用を行う場合(ファンドの投資運用会社という位置づけ)には、「自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況」に記載する必要はないとの理解でよい。	関係会社の定義は、「1(20)②ハ 金融商品取引行為の相手方の状況」の(注意事項)1に記載されています。また、関係会社が、組入先となる有価証券について運用を行っているが、当該有価証券の発行・設定を自己又は関係会社が行っていない場合には、「1(20)④ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況」に記載する必要はありません。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑤			
296	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑤	「投資先ファンドの名称等」として、投資先となる対象有価証券の名称及び種類を記載することと規定されているが、投資先ファンド名を個々に記載すると、競業他社が投資戦略情報等を容易に入手できることになってしまうので、個別のファンド名を記載せず、ファンドの種類としてアセットクラス、戦略カテゴリーを記載することで足りるとの理解でよい。	ご意見を踏まえ規定を修正し、「投資先ファンドの名称等」の記載を求めないこととし、各投資先ファンドの「投資先ファンドの種類」として、投資先となる対象有価証券の種類の記載を求めることといたします。
297	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑤	「投資先ファンドの名称等」を記載するようになっているが、ヘッジファンドなどを保有していることを公開することに支障がある場合もあり得るため、そうした場合には、公衆縦覧の制限を認めてほしい。	
298	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑤	「価額の算出者」について、ファンド信託財産を保管管理する受託会社と委託会社のいずれが「価額の算出者」に該当するのか。また、外国籍の場合は、アドミニストレーターとマネジメントカンパニーのいずれが「価額の算出者」に該当するのか。	一般的には、国内籍の投資信託であれば投資信託委託会社、外国籍の投資信託の場合はアドミニストレーターが「価額の算出者」に該当すると考えられます。いずれにしても、個別の契約内容に基づき実質的に判断する必要があります。
299	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑤	(注意事項)2において、「基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する」とあるが、ここにおける「対象有価証券の価額」・「全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額」は、当該金商業者が締結している全ての投資一任契約(金商法第2条第8項第12号ロに定める契約)に係るものを、それぞれ合算したものについて「百分の一以上」を判定すればよい(つまり、個別の投資一任契約ごとの比率は考えない)。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥			
300	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥イ	「運用財産の投資対象の時価」とは、ファンド(例えば、金商業等府令第96条第4項規定の対象有価証券)の場合は基準価額(ないし同第2項第1号の価額)を指し、「時価を把握することが困難である投資対象」に関しては、かかる基準価額(ないし価額)をその算出を行う者から直接入手することが可能な有価証券であれば、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないという理解でよい。	「時価を把握することが困難」とは、未公開株に投資している場合等、投資対象につき情報ベンダーから時価を入手できず、権利者が時価を把握・確認することが困難な場合を指します。 ご質問のように、金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券について、権利者が有価証券の価額の算出を行う者から直接当該価額を入手できることをもって、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないとはいえないと考えられますが、公募投資信託など、金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会において価格が公表又は表示されている場合には、「時価を把握することが困難と認められる投資対象」に該当しないと考えられます。
301	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥イ	証券会社から権利者に対し、報告対象期間における最終対象日時点までに、時価相当額の提示があった場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないという理解でよい。	「時価を把握することが困難」とは、未公開株に投資している場合等、投資対象につき情報ベンダーから時価を入手できず、権利者が時価を把握・確認することが困難な場合を指します。 ご質問のように、証券会社から権利者に対し、時価相当額の提示があることをもって、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないとはいえないと考えられます。
302	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥	金融商品取引所に上場され時価で取引されているETF以外のファンドについては、いずれも「時価を把握することが困難と認められる投資対象」に該当するとの理解でよい。それとも、公募投信のように基準価額が公表されているものについては該当しないのか。また、「時価を把握することが困難である理由」の記載として、「情報ベンダーが価格を提供していない」との記載で足りるか。	公募投資信託など、金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会において価格が公表又は表示されている場合には、「時価を把握することが困難と認められる投資対象」に該当しないと考えられます。 「ロ 時価を把握することが困難である理由」については、当該理由を簡潔に記載すべきであり、例えば、投資対象の概要を説明した上で、情報ベンダーから価格を入手できない旨を記載することが考えられます。
303	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥、(21)⑨	「時価を把握することが困難である」との表現について、どのような場合に「時価を把握することが困難である投資対象」に該当するのか、その意義を明確化してほしい。	投資対象の資産価値に係る客観性が担保されていない場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。なお、金融実務を踏まえ、本様式においては、情報ベンダーから価格を入手できるものについては、「時価を把握することが困難である投資対象」には該当しないものとして取り扱うこととします。
304	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥、(21)⑨、(22)⑦	「時価を把握することが困難である投資対象」に関し、情報ベンダーから価格を入手できるものの、当該価格が適正なものかについて合理的な根拠に基づき疑問がある場合には、当該投資対象は「時価を把握することが困難である投資対象」に含まれるとの理解でよい。	ご質問のように、情報ベンダーから価格を入手できる投資対象について、当該投資運用業者が、入手した価格の適正さについて、明らかに疑義があると認識している場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に計上すべきものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
305	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)⑥、(21)⑨	親投資信託受益証券、ファンド・オブ・ファンズのファンズ等について、その価額の算出者が情報ベンダーに価格を提供していない場合、当該価額の算出者を、「情報ベンダー」と認識してよい。 また、一部の債券価格等は、証券会社・ブローカーから入手しているが、これらは、経済情報、市場情報等を提供している業者として、情報ベンダーと認識してよい。 ブローカー1社をもって時価取得をしているような有価証券の「困難性」判断はどうか。	親投資信託受益証券、ファンド・オブ・ファンズのファンズ等について、当該有価証券の価格を情報ベンダーから入手できない場合には、原則として、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。ただし、親投資信託受益証券やファンド・オブ・ファンズのファンズ等について情報ベンダーから価格を入手できない場合であっても、親投資信託に投資する投資信託や、ファンド・オブ・ファンズのファンドに係る価格を情報ベンダーから入手できる場合には、親投資信託に投資する投資信託や、ファンド・オブ・ファンズのファンドは、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないと考えられます。 また、証券会社やブローカーは、情報ベンダーに含まれないため、ご質問のように、ブローカー1社からのみ時価を取得しているような有価証券は、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。
306	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)⑥、(21)⑨	「受益証券」の欄において、ファミリーファンド形式のベビーファンドで組み入れているマザーファンド(親投資信託受益証券)については記載が不要であるとの理解でよい。	
307	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)⑥イ	不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする場合においては、鑑定評価をもって資産価値の算出を行うものであり、時価を把握できると考えられることから、記載を要しないとの理解でよい。	(注意事項)において、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合には記載を要しないとされています。 したがって、不動産を原資産とする有価証券を投資対象とする場合でも、1(20)⑥イの事項を記載する必要がある場合があります。また、当該有価証券の時価を情報ベンダーから入手できない場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。
308	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)⑥イ	適切な鑑定業者の鑑定評価を受けている不動産信託受益権は、「時価を把握することが困難である投資対象」に含めなくてもよいとの理解でよい。すなわち、鑑定業者を不動産信託受益権にかかる情報ベンダーと捉えることは可能か。この場合において、当該不動産信託受益権を投資対象とする匿名組合の権利(当該匿名組合の権利に投資する匿名組合の権利が投資対象となっている場合を含む。)について、「時価を把握することが困難である投資対象」に含めないことは可能か。	不動産の鑑定業者の鑑定評価を受けて評価した不動産信託受益権について、その価格を情報ベンダーから入手できない場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。また、不動産の鑑定業者は情報ベンダーに含まれないと考えられます。 したがって、ご質問のような、当該不動産信託受益権を投資対象とする匿名組合出資持分についても、その価格を情報ベンダーから入手できない場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当すると考えられます。
309	金商業等府令別紙様式第12号 1(20)⑥イ	「主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。」とあるが、どのようなスキームを想定しているのか。例えば、シングルTKスキームやダブルTKスキームにおいて、直接不動産信託受益権に投資しているSPC(匿名組合等)に対する投資一任契約は、これに該当するという理解でよい。	ご質問のような事例(不動産私募ファンドにおけるいわゆるシングルTKやダブルTK等のスキーム)において、不動産信託受益権を取得するために設立されたSPCを権利者とする投資一任契約を想定しています。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
310	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑥イ、(21)⑨イ	「運用財産が保有する投資対象の区分」において、「その他の有価証券」及び「その他の資産（現金・預金を含む）」の定義を明確にしてほしい。例えば、CP等は時価ではなく簿価評価しているが、現金・預金等と同様に「その他の資産」として区分し、また、その資産内容から、「時価を把握することが困難である」として取り扱う必要はないか。	「運用財産が保有する投資対象の区分」に関し、「株式」の欄には金商法第2条第1項第9号に掲げる株券、同項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券に係るものを、「公社債券」の欄には同項第1号に掲げる国債証券、同項第2号に掲げる地方債証券、同項第3号に掲げる債券及び同項第5号に掲げる社債券に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券に係るものを、「信託受益権」の欄には同条第2項第1号に掲げる信託の受益権に係るものを、「その他の有価証券」の欄には、これらの有価証券に該当しない有価証券に係るものを記載し（外国又は外国の者の発行する証券等はこれらに準じて記載。）、「その他の資産（現金・預金を含む）」の欄には、現金・預金その他、デリバティブ取引に係る資産に係るもの等を記載することが想定されています。 また、ご質問のようなコマーシャル・ペーパー（同条第1項第15号に掲げる有価証券）は、「その他の有価証券」の欄に記載すべきであり、その価格を情報ベンダーから入手できる場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦			
311	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	「名義人の状況」の名義人は、保護預かり等の寄託の場合には顧客名を記載することになりかねず、そうした場合、その部分の公開は制限するか、又は、顧客本人であれば名義人の名称の欄は「顧客」「委任者」等の記載を認めてほしい。 また、「理由」の欄には「顧客要請」とか「顧客事情」と書くという理解でよい。	ご意見を踏まえ、名義人が「権利者又は信託会社等」でない場合に、当該名義人の状況について記載することとするよう、規定を修正いたします。
312	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	（注意事項）1の「運用財産の管理について、権利者が信託会社等への信託を行うものであって、当該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券の名義人が信託会社等でない場合」とは、具体的にはどのような場合か。	例えば、運用財産を外国私募投資信託で運用する場合に、当該外国私募投資信託の買付先（発注先）である証券会社を名義人とする場合等が考えられます。
313	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	外国資産に投資を行う際等、当該国の制度により投資枠等の名義を取得しなければならないため（例、中国QFII）、その名義が信託会社等と異なる場合は、適用除外としてほしい。	有価証券の名義人が、権利者又は信託会社等ではなく、権利者又は信託会社等によるチェックが機能しにくい仕組みとなっていないかを把握するため、改正案を維持することが適当と考えられます。 なお、ご質問のように、外国の法令等により、有価証券の名義人を権利者又は信託会社等にできない場合には、その旨を「理由」の欄に記載することが考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
314	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	「名義人が信託会社等でない場合」について、信託会社等が選任したカストディアン、ノミニー等(当該カストディアン、ノミニー等が更に選任する者を含む)が名義人となっている場合は、当該信託会社等の代理人の名義であると考えられるため、「名義人が信託会社等でない場合」に含まれないとの理解でよい。	信託会社等が選任したカストディアン、ノミニー等が名義人となっている場合も、対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等でない場合に該当すると考えられます。
315	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	「名義人が信託会社等でない場合」について、外国籍ファンドに投資する場合には、海外のカストディアンが名義人となる場合がほとんどだが、その場合にも記載の必要があるか。	なお、この場合、「理由」の欄に、「信託会社等が選任したカストディアン、ノミニー等が名義人となっているため」と記載することが考えられます。
316	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	不動産私募ファンドに関し、顧客であるSPCの運用財産が不動産信託受益権であり、権利者(顧客であるSPC)が信託会社と信託設定契約を締結している場合、運用資産の名義人はSPCではなく信託会社であり、記載する必要はないとの理解でよい。	対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等である場合には、「1(20)⑦ 対象有価証券の名義人の状況」への記載は不要です。
317	金商業等府令別紙様式第12号1(20)⑦	(注意事項)1の「名義人との関係内容」とは、支配関係の有無と理解してよい。	「関係内容」の欄には、投資一任契約に係る業務を行う者と名義人との資本関係及び人的関係を記載することとなります。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(21)④			
318	金商業等府令別紙様式第12号1(21)④	「親投資信託」について、合計に含めずに別途区分して記載する欄を設けている表と設けていない表があるが、別途記載する欄を設けていない表については、「親投資信託」は受益証券に計上するとの理解でよい。	権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について相手方(発注先)を記載するよう規定を修正したことに伴い、「親投資信託受益証券」等に関し、従前どおり合計に含めずに別途区分して記載するよう、規定を修正いたします。
319	金商業等府令別紙様式第12号1(21)④	「イ 有価証券の売買状況」に関し、「親投資信託受益証券」は発注先の状況の報告対象から除外してほしい。また、「親投資信託受益証券」が有価証券の売買状況の「合計」に含まれる形になっているが、従来どおり「合計」には含まずに、「合計」の下段に記載することとしてほしい。	権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について、金融商品取引行為の相手方(発注先)を記載するよう、規定を修正いたしますので、親投資信託受益証券の売買高ごとに相手方(発注先)を記載する必要はありません。また、かかる修正に伴い、「親投資信託受益証券」について、従前どおり合計に含めずに別途区分して記載するよう、規定を修正いたします。
320	金商業等府令別紙様式第12号1(21)④	権利者のために行った金融商品取引行為の発注先となる金融機関が、当該取引を、自己・媒介・取次ぎ・代理のいずれの種類で執行した場合も、当該金融機関(実際に発注を行なった金融機関)について、記載すべきと考えてよい。	ご理解のとおり、基本的には、直接の発注先を記載すべきものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
321	金商業等府令別紙様式第12号1(21)④ト	(注意事項)1において、「その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する」とあるが、ここにおける「取引総額」とは、当該金商業者が運用している全ての投資信託、外国投資信託及び投資法人に係る売買額を合算したものであり、それに対して、ある発注先への売買発注合計額が百分の十以上になった場合は記載し、百分の十未満であれば記載する必要はないとの理解でよい。	権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計金額について、金融商品取引行為の相手方(発注先)を記載するよう、規定を修正いたしますので、特定の相手方(発注先)への有価証券の売買高及びデリバティブ取引高の合計額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上になった場合に記載すべきものと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑦			
322	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑦～⑨	1(20)の④～⑥においては、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合には、記載を要しないとの例外規定があるが、1(21)⑦～⑨において、同様の例外規定がないのはなぜか。	1(20)④～⑥において、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合には記載を要しないとしているのは、このようなスキームが取られる場合、投資家のために運用指図を行う投資一任業者の存在が想定され、かかる投資一任業者の事業報告書により、上記投資一任契約に係る業務の状況に関し報告されることが通常想定されるためです。
323	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑦～⑨	1(20)の④～⑥の(注意事項)により、SPCを顧客とする不動産私募ファンド運用会社は「記載を要しない」が、不動産投資法人資産運用会社については除外規定がない理由は何か。いわゆる私募リートに関し、投資法人を不動産私募ファンドにいう「権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人」と同じように考えることができない理由は何か。	一方、投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況に関しては、このような状況が通常想定されるとはいえないため、1(21)⑦～⑨に関して例外規定を設けていません。
324	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑦	自己設定投資信託の受益証券等について、自己が運用している投資信託の運用先に自己が設定・運用している親投資信託を組み入れ、さらに、親投資信託の運用先に自己又は関係会社が発行・設定する有価証券を組み入れている場合は、親投資信託の運用先について記載し、親投資信託への組入れについては除外して記載するとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
325	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑦	「うち自己設定投資信託の受益証券」とあるが、ここでは、ファミリーファンド形式のベビーファンドで組み入れているマザーファンド(親投資信託受益証券)については記載が不要であるとの理解でよい。	ご質問のような事例においては、マザーファンドからの投資先について計上すべきと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑧			
326	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑧	(注意事項)2に関し、「基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する」とあるが、ここにおける「対象有価証券の価額」・「全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額」とは、当該金商業者が運用している全ての投資信託、外国投資信託及び投資法人に係る運用財産の投資先となっている対象有価証券をそれぞれ合算したもののについて「百分の一以上」を判定すればよい(つまり、個別の投資信託等ごとの比率は考えない)。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑨			
327	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑨イ	証券会社より「売却可能な価格」を入手した場合には、「時価を把握することが困難である投資対象」には含まれないとの理解でよい。	証券会社は情報ベンダーに含まれないため、証券会社から当該有価証券の「売却可能な価格」を入手できることをもって、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないとはいえないと考えられます。
328	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑨イ	「時価を把握することが困難である投資対象の保有額」について、金商業者、銀行等の提示する価額を時価としている投資対象を除外してよい。	金商業者や銀行は情報ベンダーに含まれないため、ご質問のように、金商業者や銀行の提示する価額により時価を取得していることをもって、「時価を把握することが困難である投資対象」に該当しないとはいえないと考えられます。
329	金商業等府令別紙様式第12号1(21)⑨イ	「左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額」について、株券に係るデリバティブ取引については「株式」の欄に、債券に係るデリバティブ取引については「公社債券」の欄に、これら以外のデリバティブ取引については「その他の有価証券」の欄に記載すると考えてよい。	デリバティブ取引全般について、「その他の資産(現金・預金を含む)」の欄に記載すべきと考えられます。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(22)②			
330	金商業等府令別紙様式第12号1(22)②	1(22)②(注意事項)において、「その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する」とあるが、「取引額」及び「取引総額」は、当該金商業者が行っている全ての金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るものの合計額を基準として算出するとの理解でよい(つまり、個別のファンドごとの比率は考えない。)。	ご理解のとおりです。
331	金商業等府令別紙様式第12号1(22)②	発注先の記載に関して、集団投資スキームに係る投資運用業であって、主として未上場企業の発行する有価証券を投資対象とする場合、未上場企業の発行する有価証券の売買に関しては、上場されている有価証券の売買とは異なり、個人を含む相手方との相対取引となることが多く、かかる相手方の商号、名称又は氏名を事業報告書に記載することは、取引慣行上難しいことが多い。そこで、1(20)②と同様に、相手方から商号、名称又は氏名を開示することについて同意が得られていない場合について例外規定を設けてほしい。	主として未上場会社の発行する株券を投資の対象とする金商法第2条第8項第15号に係る業務を行う場合、運用財産の運用として行う金融商品取引行為の相手方が、金商業者等ではなく、個人である場合が想定されることから、ご意見を踏まえ、主として未上場会社の発行する株券を投資の対象とする金商法第2条第8項第15号に係る業務を行う場合において、相手方(発注先)から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合に係る例外規定を設けるよう(ただし、その旨を「相手方」の欄に記載のうえ、「取引額」の欄に金額を記載する必要があります。)、規定を修正いたします。
▼金商業等府令別紙様式第12号1(22)⑥			
332	金商業等府令別紙様式第12号1(22)⑥	(注意事項)2において、「基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する」とあるが、ここにおける「対象有価証券の価額」・「全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額」は、当該金商業者が行っている全ての金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るものを、それぞれ合算したものについて「百分の一以上」を判定すればよい(つまり、個別のファンドごとの比率は考えない。)。	ご理解のとおりです。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
▼その他			
333	金商業等府令別紙様式第12号1(15)⑤	「1(15)⑤ 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況」の欄は、適格機関投資家等特例業務として行われる募集又は私募の状況も含めて記載する様式となっている。 第二種金商業者の中には、適格機関投資家等特例業務として金商法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募を行っている者もあり、各業者における取扱状況及び業務の実態を的確に把握できるようにするため、適格機関投資家等特例業務として行われた分について括弧書き等で内訳を記入させる等、様式を変更してほしい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
●その他			
▼金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)			
334	金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)	ガイドライン案に「厚生年金基金は、(中略)厚生年金基金との間で投資一任業者の選任その他の運用に関する事項に係るコンサルタント契約を締結し、有価証券の価値等について助言を行うことは、金商法第2条第8項第11号に掲げる行為に該当することに留意する。」とあるが、投資一任業者の選任に係る助言(通常、資産クラス毎に、当該業者が提供する各運用手法・戦略における過去の運用実績、運用実績を達成するために取られたリスク水準、ベンチマークと対比した場合の特性等の調査・分析を伴う。)や、厚生年金基金の運用の基本方針における政策的資産構成割合の策定に係る助言(通常、厚生年金基金における資産・負債分析(ALM分析)を行った後に、負債に見合った又は負債を上回るリターンを獲得するために、どのような資産に投資することが適当か及び各資産にどの程度投資すべきかが検討される。)等については、投資助言業務に該当するとの理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要がありますが、投資一任業者の選任に係る助言や、厚生年金基金の運用の基本方針における政策的資産構成割合の策定に係る助言を行うことは、金商法第2条第8項第11号イ又はロに掲げるものに関する助言を伴う場合には、同号に掲げる行為に該当するものと考えられます。
▼監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③			
335	監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③	監督指針(金商業者等)案「Ⅲ—2—3—1 適合性原則」本文の「リスク管理判断能力等」とは何か。仮に「顧客の知識、経験」に含まれるものであれば、重複するため削除すべきである。	金商業者が、金商法第40条第1号に規定する適合性の原則を遵守するに当たり着目すべき要素として、「リスク管理判断能力等」と例示したものであり、改正案を維持することが適当と考えられます。
336	監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③	平成24年9月4日に公表された見直し案では、厚生年金基金のプロ成り要件を限定する旨の記載があるが、厚生年金基金側にも明確になるように、厚生年金基金がプロ成りできる客観的な要件を明示すべきである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
337	監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③	「一般投資家」である顧客より「特定投資家」への移行の申出を受けた際、「特定投資家」として取り扱うことが、ふさわしい又は不適当と判断される場合の具体例及び判断基準の例示は可能か。	当該顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らし、「特定投資家」として取り扱うことがふさわしいか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要があります。
338	監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③	厚生年金基金であっても、金商業者が適切と判断した際には「特定投資家」への移行の申出を受け入れることが可能との理解でよいか。	金商業者が、「一般投資家」である厚生年金基金からの「特定投資家」への移行の申出を承諾することが、現行法上、一律に禁じられるものではありませんが、平成24年9月4日に公表された見直し(案)において、法律・府令改正事項として、「年金基金の『プロ成り』要件の限定」が盛り込まれていることを踏まえ、その知識、経験、財産の状況、投資目的に照らし、「特定投資家」として取り扱うことがふさわしいか否かを慎重に検討すべきものと考えられます。
339	監督指針(金商業者等)Ⅲ—2—3—1(1)③	現在も顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的を移行の判断基準としているが、金商業者ごとに基準を定めることでよいか、念の為確認したい。	顧客から「特定投資家」への移行の申出を受けた際には、各金商業者において、承諾の可否につき適切に判断されるべきものと考えられます。
▼施行時期			
340	施行時期	作成に必要となるデータの管理を外部に委託しており、改正に対応するため、委託先でのシステム変更が必要になることから、少なくとも施行日から1年の経過措置を設けてほしい。	ご意見を踏まえ、運用報告書等の記載事項の拡充や第三者によるチェックを有効に機能させる仕組み等に係る改正についての施行時期は、準備期間を勘案し、平成25年7月1日としております。
341	施行時期	本改正案の施行時期について、明示がなされていないように思われるが予定日はいつか。	
342	施行時期	公布から施行まで1年3ヶ月以上の十分な期間をとってほしい。	
343	施行時期	運用報告書等の記載事項の拡充について、施行期日の検討にあたっては、運用報告書等の改定作業等が必要なことから、一定の準備期間を設けるなどの配慮をしてほしい。	

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
344	施行時期	今回の改正案の施行時期について、施行前に締結済みの投資一任契約に基づき、投資信託を組み入れている場合は、施行後に当該投資信託を増額するとき、又は、別の顧客と投資一任契約(変更契約も含む)を締結し当該投資信託を初めて組み入れるときに、適用対象になるとの理解でよい。 また、施行前に締結済みの投資一任契約に基づき組み入れている投資信託ファンド監査が行われるための措置が講じられていない場合は、施行後、たとえ当該投資信託についてファンド監査が行われるための措置が講じられなくても、当該投資信託を増額したり、又は、別の顧客との投資一任契約(変更契約も含む)において当該投資信託を初めて組み入れない限り、金商業等府令第130条第1項第15号口に違反することはないとの理解でよい。	本改正施行前に投資一任契約が締結されていても、本改正による各規制の内容に応じて各規制が適用されます。 なお、金商業等府令第130条第1項第15号については、ご理解のとおりです。
345	施行時期	既に特定投資家成り手続き(金商法第34条の3第1項)を経ている年金基金が更新申出(金商法第34条の3第7号)をしようとする場合において、本改正案等の施行後は更新申出が限定されるのか。年金基金からの更新申出が限定される場合、本改正案施行後少なくとも一年以内には年金基金と投資一任契約を締結する投資一任業者は、運用報告書の記載及び交付頻度等今般導入される規制に対応することになるが正しいか。	改正案が施行されたとしても、それにより特定投資家への移行手続が変更されることはありません。
346	施行時期	本改正案の適用対象となるのは、本改正案施行後に新規に厚生年金基金等と投資一任契約を締結する場合に限られ、既に年金基金等と投資一任契約を締結している場合については適用されないとの理解でよい。	本改正施行前に投資一任契約が締結されていても、本改正による各規制の内容に応じて各規制が適用されます。
347	兼営法施行規則第19条第1項、第31条の22第1項	兼営法施行規則案第19条第1項第13号から第15号まで、同第31条の22第1項第1号の2及び第7号については、施行後に新たに締結する信託契約について適用されるとの理解でよい。 また、兼営法施行規則案第19条第7項、同第31条の22第3項については、施行後に新規又は追加組入れとなる対象有価証券について適用されるとの理解でよい。	兼営法施行規則第19条第1項第13号から第15号まで及び第7項については、既存の信託契約についても適用されます。 兼営法施行規則第31条の22第1項第1号の2及び第7号並びに第3項については、新たに信託契約を締結する場合及び既存の信託契約の変更する場合であって当該事項を変更するときに適用されます。